

「会社情報適時開示ガイドブック」の改訂内容

内容	改訂箇所
<p><u>公開買付けに関する開示等</u></p> <p>➤ 令和6年改正金融商品取引法等による見直し後の公開買付け届出書等の様式及び記載上の注意と平仄を合わせるため、「公開買付け又は自己株式の公開買付け」及び「公開買付け等に関する意見表明等」における開示事項及び開示・記載上の注意を変更しています。</p>	<p>【第2編第1章 11. 公開買付け又は自己株式の公開買付け、12. 公開買付け等に関する意見表明等】</p>
<p>➤ 「株式の分割又は併合」、「合併等の組織再編行為」、「全部取得条項付種類株式の全部の取得」及び「特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認」の開示事項及び開示・記載上の注意に関しても、上記の変更に合わせて技術的な修正を行っています。</p>	<p>【第2編第1章 8. 株式の分割又は併合】他</p>
<p><u>その他、所要の修正</u></p>	

# 「会社情報適時開示ガイドブック」(改訂箇所抜粋・履歴付き)

(削除した箇所を青字・取り消し線で、追記した箇所を赤字・下線で表示しています。)

## 目次

(頁)

用語集	・・・ 1
第2編第1章 上場会社の決定事実	
8. 株式の分割又は併合	・・・ 5
10. 合併等の組織再編行為	・・・ 11
11. 公開買付け又は自己株式の公開買付け	・・・ 20
12. 公開買付け等に関する意見表明等	・・・ 32
38. 全部取得条項付種類株式の全部の取得	・・・ 46
39. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認	・・・ 52
第3編第1章 企業行動規範の概要	
【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】	・・・ 57
【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】	・・・ 59
第5編 東証への提出書類	
〔3〕適時開示に係る提出書類	・・・ 61

## 【用語集】

上場規程等において定める用語のうち、本ガイドブックにおいて頻繁に使用される用語は以下のとおりです。また、関連する法令等の内容を参考情報として記載しております。情報の正確性については万全を期しておりますが、法令等については改正も行われることから、実際の判断等に当たっては最新の法令等を参照してください。

用語	定義
親会社	<p>財表規則第8条第3項に規定する親会社をいう。(上場規程第2条第2号)</p> <p>【参考：財表規則第8条第3項】 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。</p>
親会社等	親会社、その他の関係会社又はその親会社をいう。(上場規程第2条第3号)
関係会社	<p>財表規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。(上場規程第2条第19号)</p> <p>【参考：財表規則第8条第8項】 財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びにその他の関係会社をいう。</p>
関連会社	<p>財表規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。(上場規程第2条第25号)</p> <p>【参考：財表規則第8条第5項】 会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。</p>
関連当事者	<p>連結財規第15条の4に規定する関連当事者（連結子会社を含む。）又は財表規則第8条第17項に規定する関連当事者をいう。</p> <p>【参考：連結財規第15条の4】 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連結財務諸表提出会社の親会社</li> <li>2 連結財務諸表提出会社の非連結子会社</li> <li>3 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等</li> <li>4 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社（連結財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社</li> <li>5 連結財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社</li> <li>6 連結財務諸表提出会社の主要株主（金商法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号から第9号までにおいて同じ。）</li> <li>7 連結財務諸表提出会社の役員及びその近親者</li> <li>8 連結財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者</li> <li>9 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者</li> <li>10 前4号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社</li> <li>11 従業員のための企業年金（連結財務諸表提出会社又は連結子会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）</li> </ol>

	<p>【参考：財表規則第8条第17項】</p> <p>この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 財務諸表提出会社の親会社</li> <li>2 財務諸表提出会社の子会社</li> <li>3 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等</li> <li>4 財務諸表提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社</li> <li>5 財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社</li> <li>6 財務諸表提出会社の主要株主（金商法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号及び第8号において同じ。）</li> <li>7 財務諸表提出会社の役員及びその近親者</li> <li>8 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者</li> <li>9 前3号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社</li> <li>10 従業員のための企業年金（財務諸表提出会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）</li> </ol>
子会社	<p>財表規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（上場規程第2条第36号）</p> <p>【参考：財表規則第8条第3項】</p> <p>「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。</p>
子会社等	<p>金商法第166条第5項に規定する子会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。（上場規程第402条第1号q）</p> <p>【参考：金商法第166条第5項】</p> <p>他の会社が提出した第5条第1項の規定による届出書、第24条第1項の規定による有価証券報告書若しくは第24条の5第1項の規定による半期報告書で第25条第1項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第27条の31第2項の規定により公表した特定証券情報又は第27条の32第1項若しくは第2項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいう。</p>
支配株主	<p>次の①②のいずれかに該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 親会社</li> <li>② 主要株主で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次に掲げる者（③④）が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているもの（①を除く）。以下「支配株主（親会社を除く。）」という。</li> <li>③ 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。）</li> <li>④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）及び当該会社等の子会社（上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2）</li> </ol>
支配株主等	<p>上記①、②、③、④又はその他の関係会社のいずれかに該当する者をいう。</p>
支配株主、その他の関係会社その他施行規則	<p>支配株主、その他の関係会社及び次の各号に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</li> <li>(2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者</li> <li>(3) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者</li> </ol>

で定める者	<p>(4) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</p> <p>(5) 上場会社のその他の関係会社の親会社</p> <p>(6) 上場会社のその他の関係会社の子会社</p> <p>（上場規程第441条、施行規則第436条の3第3項）</p>
支配株主その他施行規則で定める者	<p>支配株主及び上記（1）から（4）までのいずれかに掲げる者をいう。</p> <p>（上場規程第441条の2、施行規則第436条の4）</p>
主要株主	<p>金商法第163条第1項に規定する主要株主をいう。（上場規程第402条第2号b）</p> <p>【参考：金商法第163条第1項】</p> <p>自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主等の議決権の100分の10以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取引規制府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。</p>
上場会社	<p>上場株券等の発行者をいう。（上場規程第2条第50号）</p>
上場株券等	<p>当取引所に上場している株券等をいう。（上場規程第2条第51号）</p>
その他の関係会社	<p>財表規則第8条第8項に規定するその他の関係会社をいう。（上場規程第2条第3号）</p> <p>【参考：財表規則第8条第8項】</p> <p>財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。</p>
第三者割当	<p>開示府令第19条第2項第1号フに規定する第三者割当をいう。（上場規程第2条第67号の2）</p> <p>【参考：開示府令第19条第2項第1号フ】</p> <p>当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第202条第1項の規定による株式の割当て及び同法第241条第1項又は同法第277条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法）並びに次の（1）から（4）までに掲げる方法を除く。）</p> <p>(1) 一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集又は売出しに係る引受人が当該有価証券と同一の種類の有価証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこととされているときに、当該有価証券を当該引受人に割り当てる方法</p> <p>(2) 新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てる方法</p> <p>(3) 提出会社又は関係会社が、これらの会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供の対価として当該役員等に生ずる債権の給付と引換えに当該役員等に交付される自社株等（当該提出会社が発行者である株式又は新株予約権（（2）に規定する新株予約権を除く。）をいう。以下（3）において同じ。）を当該役員等に割り当てる方法又は当該関係会社の役員等に給付されることに伴って当該債権が消滅する自社株等を当該関係会社の役員等に割り当てる方法</p> <p>(4) 会社法第202条の2第1項各号（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項を募集事項に含む株式を割り当てる方法又は同法第236条第3項各号（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項を内容とする新株予約権（（2）に規定する新株予約権を除く。）を割り当てる方法</p>
独立役員	<p>一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であつて、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監</p>

	<p>査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。（上場規程第436条の2）</p> <p>※ 本ガイドブックでは、独立役員要件に該当する者全員ではなく、会社によって独立役員として指定された者のことを独立役員という場合があります。</p>
買収への対応方針	<p>上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当等を行うことにより当該上場会社に対する買収（主に、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為をいう。以下同じ。）に対抗する旨を定めた対応の方針をいう。（上場規程第2条第80号）</p>
買収への対抗措置	<p>前号に規定する買収への対応方針で定めた新株予約権の無償割当等具体的な行為をいう。（上場規程第2条第80号の2）</p>
筆頭株主	<p>主要株主のうち所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、金商法第163条第1項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して取引規制府令で定めるものを除く。）の最も多い株主をいう。（上場規程第402条第2号b）</p>
孫会社	<p>金商法施行令第29条第2号に規定する孫会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社等の子会社等をいう。（上場規程第403条第1号i）</p> <p>【参考：金商法施行令第29条第2号】 子会社が支配する会社として取引規制府令で定めるものをいう。</p> <p>【参考：取引規制府令54条】 金商法施行令第29条第2号に規定する子会社が支配する会社として取引規制府令で定めるものは、 財表規則第8条第3項の規定に基づき上場会社等の子会社としてみなされる会社のうち同項及び同条第4項により当該子会社が意思決定機関を支配しているものとされる会社とする。</p>
CB等	<p>上場会社が第三者割当により発行する新株予約権付社債券、新株予約権証券及び取得請求権付株券をいう。（上場規程第410条、施行規則第411条第1項）</p>
MBO	<p>公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であつて公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）をいう。（上場規程第441条第1項第1号参照）</p>
MBO等	<p>次の各号に掲げる事項（当該事項又は第1号若しくは第2号に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）をいう。</p> <p>(1) MBO</p> <p>(2) 公開買付者が支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者である公開買付け</p> <p>(3) 株式併合、株式交換、株式移転、全部取得条項付種類株式の全部の取得、株式等売渡請求に係る承認（支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（本号に掲げる事項と一連の行為として行われる公開買付け <u>(MBOの場合を除く。)</u>）によって新たにこれらの者になった者を除く。）が関連するものに限る。）</p> <p>（上場規程第441条第1項）</p>
MSCB等	<p>CB等であつて、CB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。（上場規程第410条、施行規則第411条第2項）</p>

## 8. 株式の分割又は併合

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式の分割又は併合」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号g】

なお、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（注）を株主として残存させる形で一般株主のスクイーズアウト手続きとして行う株式併合の場合（以下、本項目において「MBO等に係る遵守事項が適用される場合」といいます。）、企業行動規範に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用され、当該株式併合が一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会から意見を入手することのほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。詳細は、「第3編第1章【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

【上場規程第441条】

（注）株式併合と一連の行為として行われる公開買付け（MBOの場合を除く。）によって新たにこれらの者になった者は除かれます。

#### 【開示に関する注意事項】

（中略）

#### 【その他の注意事項】

（中略）

#### 【留意事項】

（中略）

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### ① 株式分割の場合

（中略）

#### ② 株式併合の場合（上場廃止が見込まれる株式併合を除く。）

（中略）

#### ③ 上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合

上場廃止が見込まれる株式併合を行うことについての決定をした場合には、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、以下の所定の開示事項のうち一段目の開示資料と同様の内容となる箇所においては、一段目の開示資料を参照する旨を記載することでも差し支えありません。

なお、公表予定日の10日前までに事前相談を行うようにしてください（詳細は、「(1) [開示に関する注意事項] ③ 事前相談について」参照）。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 株式併合の決定であることが判別できる表題とする。
1. 当該株式併合の目的及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該株式併合の目的及び理由について、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯など、意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ 意思決定に至った過程について、当該株式併合を行うに至った背景や、株式併合の結果1株以上の株式を保有することとなる株主（以下、「株式併合後株主」といいます。）の意思決定過程について株式併合後株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、株式併合後株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と株式併合後株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。</li> </ul>
2. 当該株式併合の要旨	
(1) 当該株式併合の日程	・ 株式併合に係る株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）などの日程を記載する。
(2) 株式併合の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式併合をする株券の種類ごとに株式併合の内容に関する事項として以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 併合する株式の種類</li> <li>・ 併合比率、減少株式数、効力発生前後における発行済株式総数及び効力発生日における発行可能株式総数</li> <li>・ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額を記載する。</li> </ul> </li> </ul>
3. 当該株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等	
(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式併合後株主との協議・交渉の過程及び端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の考え方について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容を含め、上場会社の株主にとっての当該額の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>（*） 上場会社に親会社等がある場合には当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項、1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項、最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。</li> <li>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合には、「12. (2) ③. (2) 意見の根拠及び理由 [MBO等に関して意見表明を行う場合]」に準じて、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul>
(2) 算定に関する事項	※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。
① 算定機関の名称並びに上場会社及び株式併合後株主等との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関の名称を記載する。</li> <li>・ 算定機関の報酬体系（成立等を条件に支払われる成功報酬・成否にかかわらず支払われる固定報酬の別など）について記載する。</li> <li>・ 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。</li> <li>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 株式併合後株主等（株式併合後株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から幹旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・株式併合後株主等の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
② 算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>市場株価法 <ul style="list-style-type: none"> <li>算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</li> <li>計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</li> <li>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li>類似会社比較法 <ul style="list-style-type: none"> <li>比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</li> <li>マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</li> <li>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li>ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法 <ul style="list-style-type: none"> <li>算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フロー（以下、「FCF」という。）を含む。）の具体的な数値</li> <li>算定の前提とした財務予測の作成主体、作成経緯及び目的</li> <li>算定の前提とした財務予測の前提（事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか）及び期間の設定に関する考え方</li> <li>算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</li> <li>算定の前提とした財務予測が公表されている直近の数値と大幅に異なる場合にはその理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅に異なる場合」に該当するかどうかについては、公表されている直近の数値と比較した増加又は減少見込額が、売上高の場合には10%以上、利益又はFCFの場合には30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> <li>算定の前提とした財務予測で利益又はFCFの大幅な増減を見込んでいるときは、当該増減の要因 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>割引率の種類及び具体的な数値（レンジ可） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ サイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容及び根拠も記載する。</li> </ul> </li> <li>継続価値の具体的な数値（レンジ可）</li> <li>継続価値の算定手法、算定に用いたパラメータの設定に関する考え方及び具体的な数値（レンジ可） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合（算定において重要性を有する場合に限る）には、その内容も記載する。</li> </ul> </li> <li>個別資産の算定上の取扱い（算定において重要性を有する場合に限る） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現預金、保有有価証券、賃貸等不動産などについて、事業用資産と非事業用資産の切り分けについての考え方を記載する。</li> </ul> </li> </ol></li></ul> </li> <li>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul>
(3) 上場廃止となる見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式併合により上場廃止となる見込みがある旨及び下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>上場廃止を目的とする理由</li> <li>少数株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
(4) 公正性を担保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。<u>また、利益相反を回避するための措置を実施している場合には、その内容も含めて記載する。</u>特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</li> <li>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該株式併合の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による<u>独立した</u>アドバイスを取得し、その名称並びに株式併合後株主及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</li> <li>※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</li> <li><u>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該株式併合の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該株式併合に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該株式併合に関し諮問すること、当該特別委員会に株式併合後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</u></li> <li>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合には、<u>以下の内容を含めて「12.-(2)③.(6) 公正性を担保するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕と同様に記載する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>弁護士・アドバイザー等によるアドバイスを取得した場合には、その名称並びに株式併合後株主及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を記載する。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由についても記載する。</u></li> <li>・ <u>特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由を記載する。また、特別委員会の意見の内容について、添付書面を参照する場合には、その旨を記載する。</u></li> <li>・ <u>利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨を記載する。受けていない場合には、その理由を記載する。</u></li> </ul> </li> </ul>
- (5) 利益相反を回避するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</del></li> <li>※ <del>利益相反を回避するための措置の例としては、当該株式併合の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該株式併合に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該株式併合に関し諮問すること、当該特別委員会に株式併合後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</del></li> <li>※ <del>MBO等に係る遵守事項が適用される場合には、「12.-(2)③.(7) 利益相反を回避するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕と同様に記載する。</del></li> </ul>
4. 株式併合後株主の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、本項目を省略しても差し支えないものとする。</li> <li>・ 株式併合後株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と株式併合後株主との関係（*）を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*）上場会社と株式併合後株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と株式併合後株主又は株式併合後株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本関係として、最近日における上場会社と株式併合後株主との間の出資の状</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と株式併合後株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と株式併合後株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、株式併合後株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> <p>※ 株式併合後株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人との関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <p>※ 株式併合後株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組員・国内代理人若しくは業務執行組員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
5. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式併合後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<p>[MBO等に係る遵守事項が適用される場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MBO等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該行為には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される旨を記載する。</li> <li>・ 当該行為の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する（支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合に限る）。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該行為が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見を記載した書面を添付する。</li> </ul> <p>※ 機密情報が含まれるために当該書面の一部を非開示とする場合には、その旨を記載する。</p> <p>※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合であって、当該株式併合を一体のものとしてみなして入手した意見を記載した書面が一段目の手続きにおける開示資料に添付されているときには、その旨を記載し、本開示資料における添付は省略することでも差し支えありません。</p>

開示事項	開示・記載上の注意
<p>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要について記載する。</li> </ul> <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>

## 10. 合併等の組織再編行為

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、合併等の組織再編行為（次に掲げる行為をいう。以下本項目において同じ。）を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| ○ 株式交換 | 【上場規程第402条第1号i】   |
| ○ 株式移転 | 【上場規程第402条第1号j】   |
| ○ 株式交付 | 【上場規程第402条第1号jの2】 |
| ○ 合併   | 【上場規程第402条第1号k】   |
| ○ 会社分割 | 【上場規程第402条第1号l】   |

※ 合併等の組織再編行為には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

※ 完全子会社との組織再編や簡易組織再編・略式組織再編に該当するもの、休眠会社との組織再編等業績に与える影響が軽微なものについても、開示が必要となりますので、留意してください。

なお、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（注）が当事会社となって行う上場廃止となる見込みがある株式交換又は株式移転の場合（以下、本項目において「MBO等に係る遵守事項が適用される場合」といいます。）、企業行動規範に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用され、当該株式交換又は株式移転が一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会から意見を入手することのほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。詳細は、「第3編第1章【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

【上場規程第441条】

（注）当該組織再編と一連の行為として行われる公開買付け （MBOの場合を除く。） によって新たにこれらの者になった者は除かれます。

### 〔開示に関する注意事項〕

① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

#### ② 事前相談について

合併等の組織再編行為のうち、次のいずれかに該当する場合には、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）及び算定機関からの算定書（案）をメールにてご送付ください（スキームの概要・特徴点、あるいは、当該組織再編後の経営計画などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください。）。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて上場規程に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

- ・ 「支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者」又は「上場子会社（国内の他の金融商品取引所に上場している子会社を含む。）」と株式交換又は共同株式移転を行う場合
- ・ 「支配株主」又は「上場会社（国内の他の金融商品取引所に上場している子会社を含む。）」と合併又は会社分割（共同新設分割又は吸収分割）を行う場合
- ・ 上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合

- ・ 対価として当事会社以外の者が発行する株券等を用いる場合
- ・ 会社分割において、上場会社が他社に上場契約を承継することにより上場廃止となる場合
- ・ その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は東証までお問合せください。）

※ 早期に事前相談を行う場合で、開示資料（案）の用意がない場合は、当該組織再編の内容を記載した書面をご送付ください。なお、この場合も、公表予定日の遅くとも10日前までには、開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ メール送付時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定的前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談にてご送付ください。

### ③ 連名の開示を行う際の留意事項

上場会社を相手会社とする合併等の組織再編行為を行う場合は、両社が連名により同一の開示資料で開示することは差し支えありませんが、その場合、所定の開示事項のうち、「割当ての内容の算定等」、「公正性を担保するための措置」、~~「利益相反を回避するための措置」~~、「上場廃止を目的とする理由」などについては、各上場会社が各々の観点で記載するものであるため、それぞれ双方の記載を独立した形で記載してください。

### ④ 公開買付け後の二段階買収について

当該組織再編が、公開買付け後の二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、当該公開買付けとの関係も踏まえ、開示するようにしてください。

### ⑤ 会社分割において、上場契約を承継することにより上場廃止となる場合の取扱い

会社分割において、上場会社が他社に上場契約を承継することにより上場廃止することとなる見込みがあるときは、上場廃止となる見込みがある旨及びその事由を記載してください。

⑥ 「合併等の組織再編行為」と併せて他の適時開示項目（例えば、「公開買付け又は自己株式の公開買付け」、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」、「商号又は名称の変更」等）に該当する場合があります。また、当連結会計年度中に合併等の組織再編行為の効力発生日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

⑦ 株式交付を行う場合は、株式交付の成否や取得する子会社株式数等の結果について、判明次第「開示事項の経過」として開示してください。

## 【その他の注意事項】

（中略）

## （2）開示事項及び開示・記載上の注意

（中略）

### ① 通常の場合

組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、以下の所

定の開示事項のうち一段目の開示資料と同様の内容となる箇所においては、一段目の開示資料を参照する旨を記載することでも差し支えありません。

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>開示資料の表題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手会社の名称、当該組織再編の態様（合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付の別、簡易組織再編・略式組織再編の場合はその旨）、決定段階（基本合意、契約締結等）などが可能な限り判別できる表題とする。</li> </ul>
1. 当該組織再編の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該組織再編の目的について、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul> <p>[株式移転を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が上場廃止となり、株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、その旨を記載する。</li> </ul>
2. 当該組織再編の要旨	
(1) 当該組織再編の日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該組織再編に係る取締役会決議日、契約締結日、株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）を記載する。</li> </ul> <p>※ 簡易組織再編、略式組織再編である場合には、その旨を記載する。</p> <p>[株式移転を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、新規上場日を記載する。</li> </ul> <p>[株式交付を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡の申込みの期日を記載する。</li> </ul>
(2) 当該組織再編の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該組織再編の方式を記載する。</li> </ul> <p>[上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる人的分割の場合はその旨も記載する。</li> </ul>
(3) 当該組織再編に係る割当ての内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該組織再編に係る割当ての内容（*）を記載する。</li> </ul> <p>（*）当該組織再編に係る割当ての内容とは次のものをいう。以下本項目において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>株式交付子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交付親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる存続会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> <li>分割会社となる会社に割り当てられる承継会社又は新設分割設立会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該組織再編により交付する新株式数を記載する。</li> <li>自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。</li> <li>株式交付においては、株券等の種類毎に譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を記載する。</li> <li>会社分割において、複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への分割に係る割当ての内容を記載する。</li> <li>合併に伴い減資が行われる場合は、その内容も併せて記載する。</li> </ul> <p>(例)「吸収合併消滅会社〇〇〇の所有する当社株式〇〇〇株を〇年〇月〇日の合併と同時に消却し、資本金を〇〇〇円減少するものとする。」</p> <p>[対価として当該組織再編の当事会社以外の者が発行する株券等を用いる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対価に関する事項として下記事項を記載する。</li> </ul> <p>(1) 対価となる株券の発行会社の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対価となる株券の発行会社について、「4. 当該組織再編の当事会社の概</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>要」と同様に記載する。</p> <p>(2) 対価の換価の方法に関する事項</p> <p>① 対価を取引する市場</p> <p>② 取引の媒介を行う者</p> <p>③ 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容（該当事項がない場合はその旨）</p> <p>④ 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</p> <p>⑤ 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</p> <p>⑥ 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</p>
(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合、その取扱いを記載する。</li> <li>※ 株式交付子会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合において、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を譲り受けないときは、その旨を記載する。</li> <li>・ 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行していない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
(5) 会社分割により増減する資本金〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合には、分割会社の減少すべき資本金及び分割会社の株式の消却・併合の方法を記載する。</li> <li>・ 上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合には、承継会社の増加すべき資本金を記載する。</li> </ul>
(6) 承継会社が承継する権利義務〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承継会社が承継する権利義務について、概要を記載する。</li> </ul>
(7) 債務履行の見込み〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承継会社の債務履行の見込みを記載する。</li> </ul>
3. 当該組織再編に係る割当ての内容の根拠等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100%子会社との組織再編又は単独新設分割の場合は、記載不要とする。</li> </ul>
(1) 割当ての内容の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議・交渉の過程及び割当ての内容の考え方について、上場会社の株主にとっての割当ての内容の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>・ 株式交換完全親会社、株式交付親会社、吸収合併存続会社又は吸収分割承継会社の株式以外の財産を対価として選択した場合、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。</li> <li>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合は、「12. (2) ③. (2) 意見の根拠及び理由の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、割当比率に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）にも、「12. (2) ③. (2) 意見の根拠及び理由の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、割当比率に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul>
(2) 算定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。</li> <li>・ 算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。</li> </ul>
①算定機関の名称並びに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関の名称を記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
上場会社及び相手会社との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定機関の報酬体系（成立等を条件に支払われる成功報酬・成否にかかわらず支払われる固定報酬の別など）について記載する。</li> <li>算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 相手会社（相手会社の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・相手会社の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合などが考えられます。</li> </ul> </li> <li>重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
②算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。算定結果の数値については、わかりやすさの観点から、できる限り評価額を記載する（特に、業績又は株価が大幅に変動している場合や、相手会社について市場評価がない場合）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*）① 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間、算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には当該日を基準日とした理由を記載する（特に、上場会社同士の組織再編において、市場株価法による算定結果から乖離している場合には、その理由をわかりやすく説明する。）。また、② デイスクウンテッド・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、割当ての内容の算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいるときは、前提とした財務予測の概要（計数を含む。）と増減の要因（大幅な増減を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（注）「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合は、<u>各算定方法の重要な前提条件について</u>、「12.（2）②3.（3）<u>公開買付けの公正性を担保するための措置②算定の概要</u>の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</p> <p>※ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（「当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合」又は「MBO等に係る遵守事項が適用される場合」を除く）には、<u>各算定方法の重要な前提条件について</u>、「12.（2）②3.（3）<u>公開買付けの公正性を担保するための措置②算定の概要</u>の〔支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</p> <p>さらに、当該組織再編により上場廃止となることが見込まれる場合（例えば、支配株主その他施行規則で定める者との間で行う合併により、上場会社が消滅会社となる場合が該当します。）には、次の事項も記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びFCFを含む。）の具体的な数値</li> </ul>
(3) 上場廃止となる見込み及びその事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該組織再編により上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。また、対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨も記載する。</li> <li>※ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。</li> <li>上場廃止となる見込みがある場合であって、その対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）でないときは、上場廃止を目的とする理由として下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>上場廃止を目的とする理由</li> <li>少数株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul> </li> </ul>
(4) 公正性を担保するための	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
措置	<p>に記載する。<u>また、利益相反を回避するための措置を実施している場合には、その内容も含めて記載する。</u>特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MBO等に係る遵守事項が適用される場合</li> <li>・ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合</li> <li>・ 上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合</li> <li>・ その他特に当該組織再編の公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合</li> </ul> <p>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該組織再編の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による<u>独立した</u>アドバイスを取得し、その名称並びに<u>相手会社公開買付者</u>及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</p> <p>※ 算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</p> <p><u>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該組織再編を行うに至る意思決定の過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該組織再編に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該組織再編の実施に関し諮問すること、当該特別委員会に相手会社との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</u></p> <p>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合は、<u>以下の内容を含めて「12. (2) ③. (6) 公正性を担保するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>弁護士・アドバイザー等によるアドバイスを取得した場合には、その名称並びに相手会社及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を記載する。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由についても記載する。</u></li> <li>・ <u>特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由を記載する。また、特別委員会の意見の内容について、添付書面を参照する場合には、その旨を記載する。</u></li> <li>・ <u>利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨を記載する。受けていない場合には、その理由を記載する。</u></li> </ul> <p>※ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）は、<u>以下の内容を含めてにも、「12. (2) ③. (6) 公正性を担保するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>弁護士・アドバイザー等によるアドバイスを取得した場合には、その名称並びに相手会社及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を記載する。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由についても記載する。</u></li> <li>・ <u>特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由を記載する。</u></li> <li>・ <u>利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨を記載する。受けていない場合には、その理由を記載する。</u></li> </ul>
<del>（5）利益相反を回避するための措置</del>	<del>次に掲げる場合には、利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</del>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><del>・ MBO等に係る遵守事項が適用される場合</del></p> <p><del>・ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合</del></p> <p><del>・ 上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合</del></p> <p><del>・ その他特に当該組織再編の利益相反を回避する必要があると判断される事情がある場合</del></p> <p><del>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該組織再編を行うに至る意思決定の過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該組織再編に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該組織再編の実施に関し諮問すること、当該特別委員会に相手会社との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</del></p> <p><del>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合は、「12. (2) ② 3. (7) 利益相反を回避するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</del></p> <p><del>※ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）は、「12. (2) ② 3. (7) 利益相反を回避するための措置の〔支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</del></p>
4. 当該組織再編の当事会社の概要	<p>・ 当該組織再編の各当事会社について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。</p> <p>（*1）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）</li> </ul> <p>（*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金</p> <p>（※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p> <p>[上場会社が分割会社又は承継会社となる会社分割を行う場合]</p> <p>・ 上記開示事項に加えて、分割又は承継する事業部門の概要について下記事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）分割又は承継する部門の事業内容</li> <li>（2）分割又は承継する部門の経営成績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低限、当該部門の売上高を記載する。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載する。</li> </ul> </li> <li>（3）分割又は承継する資産、負債の項目及び帳簿価格</li> </ol>
5. 当該組織再編後の状況	<p>・ 当該組織再編後の株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社、株式交付親会社、吸収合併存続会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。</p> <p>[上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合]</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。これに加えて、新設分割設立会社又は吸収分割承継会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。</li> </ul> <p>[上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。</li> </ul>
6. 会計処理の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当することが見込まれる会計上の分類（取得、逆取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）を記載する。</li> <li>取得又は逆取得の場合であって、のれんが発生する見込みであるときは、のれんの正負の別及び公表時点で見込まれるのれんの概算金額を連結・単体の双方について記載する。</li> </ul> <p>※ のれんの概算金額が当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の30%未満であると見込まれる場合には、影響が軽微なものと見込まれる旨の記載で差し支えないものとする。</p>
7. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該組織再編後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> <li>当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。</li> </ul> <p>※ 当該組織再編による連結売上高に与える影響の見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%未満の場合であるか否か、利益面に与える影響の見込額が30%未満であるか否かを目安とし、影響が軽微であると認められるときは、当期以降の業績に与える影響が軽微である旨記載することでも差し支えないものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<p>[MBO等に係る遵守事項が適用される場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MBO等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される旨を記載する。</li> <li>当該行為の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する（支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合に限る）。</li> <li>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>当該行為が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見を記載した書面を添付する。</li> </ul> <p>※ 機密情報が含まれるために当該書面の一部を非開示とする場合には、その旨を記載する。</p> <p>※ 組織再編行為が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合であって、当該組織再編行為を一体のものみなして入手した意見を記載した書面が一段目の手続きにおける開示資料に添付されているときには、その旨を記載し、本開示資料における添付は省略することでも差し支えありません。</p>
<p>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要について記載する。</li> </ul> <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的〔本行為に伴い、ガバナンス又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の2に規定するガバナンスに関する合意を締結する場合には、当該合意の内容、目的及びガバナンスへの影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を記載する。</li> <li>本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の3に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合には、当該合意の内容及び目的を記載する。</li> </ul>
<p>(参考) 当期業績予想及び前期実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（当該組織再編を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。</li> <li>※ 合併等の組織再編行為を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は合併等の組織再編行為の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。</li> <li>※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、合併等の組織再編行為による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。</li> </ul>

## ② 開示内容を省略できる場合

(中略)

## 11. 公開買付け又は自己株式の公開買付け

## (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

## (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

(中略)

## ① 他社の株券等の公開買付けを行う場合

## (イ) 公開買付け開始決定時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>開示資料の表題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の名称及び証券コード（対象者の株券等が国内の金融商品取引所に上場している場合に限る。）が判別できる表題とする。 （例）「〇〇〇〇株式会社株券（証券コード〇〇〇〇）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」</li> </ul>
<p><u>1. 買付け等の概要</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>公開買付届出書と同等の内容を記載する。</u></li> </ul> <p><u>〔公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕〕</u></p> <p><u>a. 「公開買付けの目的」欄には、「完全子会社化」、「非公開化」又は「連結子会社化」等の公開買付けの目的を簡潔に記載すること。</u></p> <p><u>b. 「買付け等の期間」欄には、公開買付期間を記載すること。ただし、金商法第27条の10第3項の規定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。</u> <u>同項の規定により当該公開買付期間が延長される可能性がある場合には、例えば「金商法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は〇年〇月〇日までとなります。」等欄外に注記すること。</u></p> <p><u>c. 「買付け等の価格」欄には、株券等の種類ごとの買付け等の価格を記載すること。有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。</u></p> <p><u>d. 「買付予定数の下限」欄には、金商法第27条の13第4項第1号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における当該記載された数（以下「買付予定数の下限」という。）を記載すること。</u> <u>また、当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。</u></p> <p><u>e. 「買付予定数の上限」欄には、金商法第27条の13第4項第2号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限（以下「買付予定数の上限」という。）を記載すること。</u> <u>また、当該買付予定数の上限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。</u></p> <p><u>f. 「対象者の意見」欄には、対象者の公開買付けに関する意見の内容を簡潔に記載すること。ただし、届出日においてこれが分からない場合には、その旨を記載し、これが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。</u></p>
<p><u>2. 買付け等の目的等</u></p> <p>(1) <u>公開買付けの目的の概要</u> <u>買付け等の目的</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>買付け等の目的について、</u>公開買付届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul> <p><u>〔公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕〕</u></p> <p><u>a. 公開買付者の属性、公開買付者が届出日において所有する株券等の数、公開買付けの目的及び金商法第27条の13第4項第1号若しくは第2号に掲げる条件を付す理由又</u></p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>は付さない理由を記載すること。</u></p> <p><u>b. 公開買付けが、MBO（対象者の役員又は当該役員の依頼に基づき当該役員と利益を共通にする者により行われる買収をいう。⑭において同じ。）に該当し、又はその一環として行われる場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p><u>c. 対象者が公開買付者又はその特別関係者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する子会社をいう。）又は関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。）である場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p><u>d. スクイーズアウト手続（株式併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式等売渡請求又は株式交換等により公開買付者が単独で又は他の者と共同して対象者が発行する株券等の全部を取得し、又は保有するための手続をいう。以下同じ。）、金商法施行令第7条第1項第13号に掲げる株券等の買付け等、対象者が新たに発行する株券等の取得、対象者による自己の株式の取得その他の公開買付けの目的を達成するために公開買付けと並行して又は関連して行われる取引（以下「公開買付関連取引」という。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その旨を記載すること。</u></p> <p><u>e. ⑭のaに定める合意をしている場合には、その旨、当該合意の相手方の氏名又は名称及び当該相手方が届出日において所有する株券等の数（その一部についてのみ公開買付けに応募する旨の合意である場合には、当該応募する株券等の数を含む。）を記載すること。</u>  <del>a. 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。</del></p> <p><del>b. 純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。</del></p> <p><del>c. 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。</del></p> <p><del>d. 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1会社の場合」の「②経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び開示日において所有する当該株券等の数を記載すること。</del></p> <p><del>e. 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等が上場廃止又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその理由について具体的に記載すること。</del></p> <p>※ <del>買付予定の株券等の数に上限を付す場合においても、e. に関する事項を記載することが望まれます。</del></p> <p>※ 産業競争力強化法の規定による会社法特例措置の適用を受けて、上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合又は全部取得条項付種類株式による完全子会社化を行う場合には、認定計画の概要も含めて記載する。</p>
<p><u>（2）公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針</u></p>	
<p><u>① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程</u></p>	<p><u>・ 公開買付届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</u></p> <p><u>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</u></p> <p><u>a. 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程について具体的に記載すること。例えば、公開買付者の事業内容及び対象者の事業内容又は財政状態、経営成績若しくはキャッシュ・フローの状況を踏まえ、これらを改善する観点から公開買付けの実施を検討した場合には、当該検討の内容について具体的に記載すること。</u></p> <p><u>b. 届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行った場合には、当該協</u></p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>議・交渉の内容について具体的に記載すること。届出日以後に買付条件等を変更した場合であって、対象者との間で当該変更に関する協議・交渉を行ったときも、同様とする。</u></p> <p><u>届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行わなかった場合には、その旨及びその理由を記載すること。</u></p> <p><u>届出日までに対象者の株主等（株券等を所有（金商法施行令第7条第2項各号に掲げる場合を含む。）する者をいう。以下同じ。）との間で公開買付けの応募又は公開買付関連取引に関する協議・交渉を行った場合には、当該協議・交渉の内容について記載すること。</u></p> <p><u>※ 上場子会社に対する公開買付けを行う場合、上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程として、自社におけるグループ戦略の変更の内容を含め、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載する。</u></p>
<p><u>② 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎</u></p>	<p><u>・ 公開買付届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</u></p> <p><u>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</u></p> <p><u>・ 買付け等の価格を決定するに至った過程及び根拠を具体的に記載し、当該価格が届出日における時価と異なる場合や公開買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。</u></p> <p><u>株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。</u></p> <p><u>※ 現金以外を対価として選択した場合は、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点等を踏まえて理由を記載する。</u></p> <p><u>※ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合には、有価証券届出書の【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】に記載する「当該発行（交付）条件により募集（売出し）を行う理由及び判断の過程」及び「発行（交付）条件の合理性に関する考え方」の内容を含めて記載する。</u></p>
<p><u>③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由</u></p>	<p><u>・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。</u></p> <p><u>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</u></p> <p><u>・ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由について記載すること。ただし、届出日においてこれらが分からない場合には、その旨を記載し、これらが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。</u></p>
<p><u>④ 公開買付け後の経営方針</u></p>	<p><u>・ 公開買付届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</u></p> <p><u>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</u></p> <p><u>a. 公開買付け後の対象者の経営方針について記載すること。対象者の組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を記載すること。純投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載すること。</u></p> <p><u>b. 公開買付け後に対象者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。</u></p> <p><u>c. 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを予定している場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的、届出日において所有する当該株券等の数及び譲渡の価格その他の取引条件を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。（27）及び（42）において同じ。）に該当する者</u></p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>である場合には、「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」に掲げる事項のうち「(1)会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。</p> <p>d. 金商法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付している場合には、公開買付け後に公開買付者以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合には、その理由について記載すること。</p> <p>※ 外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。</p>
<p>(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置</p>	<p>・ 公開買付届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。また、利益相反を回避するための措置を実施している場合には、その内容も含めて記載する。</p> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <p>a. 公開買付者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかった場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において対象者が実施した措置の有無及び内容が分からない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b. 公開買付者が買付け等の価格の算定に当たり参考とするために第三者（(11)において「算定機関」という。）から対象者の株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの（(11)において「算定書等」という。）を取得した場合には、次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(a) 算定機関の氏名又は名称</p> <p>(b) 算定機関の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項（例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該算定機関から算定書等を取得した理由）</p> <p>(c) 算定書等の内容（例えば、具体的な算定方法、当該算定方法を採用した理由及び各算定方法の算定結果の数値又は範囲）</p> <p>c. 対象者が実施した措置については、第四号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。</p> <p>d. 公開買付者から独立した株主等が所有する株券等の過半数が公開買付けに応募されないときには応募株券等の全部の買付け等をしないこととするために金商法第27条の13第4項第1号に掲げる条件を付した場合には、その旨及び公開買付者から独立した株主等が所有する株券等の算出方法を記載すること。</p> <p>e. 公開買付者以外の者による対抗提案（公開買付けその他これに準じる対象者の株券等の取得に係る提案をいう。）を行おうとする者との接触を制限する旨の合意又はこれに類する合意を対象者との間でしている場合には、その旨、当該合意の内容及び当該合意が公開買付けの公正性に与える影響を記載すること。</p> <p>f. MBOを行う対象者の役員又はMBOにおいて公開買付者と利益を共通にする取締役が対象者における公開買付けに関する意見に係る審議又は決定に関与していたこと、その他公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載すること。</p> <p>g. 金商法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付している場合であって、一定数以上の議決権を有する対象者の株主が当該条件を付した公開買付けに反対する場合の公開買付者における対応方針を定めているときは、株主の意思確認の方法及び当該対応方針の内容を記載すること。</p> <p>・ 算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその旨を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</p> <p>・ 算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載する。</p>
<p>(4) 公開買付け後の組織再編の方針</p>	<p>・ 公開買付届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</p> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <p>・ 公開買付け後にスクイーズアウト手続を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容（一定の条件が充足された場合に限り、スクイーズ</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>ズアウト手続を行い、又は行うことを対象者に要請する場合には、当該条件の内容を含む。）を記載すること。また、当該スクイーズアウト手続のために公開買付者又はその特別関係者による株券等の移動を予定している場合には、その内容を記載すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクイーズアウト手続を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その旨及び予定しているスクイーズアウト手続に関して、原則として、以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>スクイーズアウト手続の予定時期</li> <li>スクイーズアウト手続の手段及びその対価</li> <li>一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（スクイーズアウト手続）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって不利となる場合には、問題が生じると考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めるようご配慮ください。</p>
(6-2) 上場廃止等となる見込み及びその事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付けによる買付け等の結果、対象者の株券等について上場の廃止又は登録の取消が生じるおそれがある場合には、その旨及び上場の廃止又は登録の取消の原因となる事由を記載すること。また、上場の廃止又は登録の取消しを回避するための措置を予定している場合には、当該措置の内容について具体的に記載すること。</li> </ul> <p><del>上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。</li> <li>上場廃止となる見込みがある場合であって、その対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）でないときは、下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>上場廃止を目的とする理由</li> <li>少数株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul> </li> </ul>
(6-3) 公開買付けに係る重要な合意 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付届出書と同等の内容を記載する。公開買付開始前の、公開買付者と対象者の株主との間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意の有無を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象者の株主等との間で公開買付けに応募し、又は応募しない旨の合意をしている場合、対象者との間で公開買付けに関する一定の意見を表明する旨の合意をしている場合その他公開買付け又は公開買付関連取引に関連して投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす合意をしている場合には、これらの合意の相手方の氏名又は名称及び合意の内容を記載すること。</li> <li>届出日において対象者の株主等（その所有に係る株券等に係る議決権の数が総株主等の議決権の数の100分の1に相当する数以下である者を除く。）から公開買付けに応募し、又は応募しない旨の意向を表明されている場合には、当該株主等の氏名又は名称及び表明された意向の内容を記載すること。</li> </ol>
(7) その他公開買付けに関する重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付届出書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付関連取引（スクイーズアウト手続を除く。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容を記載すること。公開買付者、公開買付け又は公開買付関連取引に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。</li> </ul>
<del>(4) いわゆる二段階買収に関する</del>	<del>買付け等の後、株式の全部取得等を行うことにより、上場会社を完全に買収</del>

開示事項	開示・記載上の注意
<p><del>る事項〔二段階買収の予定がある場合〕</del></p>	<p>する予定がある場合には、その旨及び予定している二段目の株式の全部取得等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>二段目の株式の全部取得その他の行為の予定時期</del></li> <li>・ <del>完全に買収する手段及びその対価</del></li> <li>・ <del>一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式の全部取得等）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由</del></li> </ul> <p>※ <del>二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって不利となる場合には、問題が生じると考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めるようご配慮ください。</del></p>
<p><del>（5）上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程〔上場子会社に対する公開買付けを行う場合〕</del></p>	<p>・ <del>自社におけるグループ戦略の変更の内容及び、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載する。</del></p>
<p><del>（6）公正性を担保するための措置</del></p>	<p>・ <del>次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容及び内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>上場子会社に対する公開買付けを行う場合</del></li> <li>・ <del>その他特に当該公開買付けの公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合</del></li> </ul> <p>※ <del>公正性を担保するための措置の例としては、当事会社が自らの株主のために算定機関を選定し、当該公開買付けの内容及び内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。</del></p> <p>※ <del>算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその旨を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</del></p>
<p><del>（7）利益相反を回避するための措置</del></p>	<p>・ <del>次に掲げる場合には、上場子会社における利益相反を回避するための措置の内容及び内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>上場子会社に対する公開買付けを行う場合</del></li> <li>・ <del>その他特に当該公開買付けの公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合</del></li> </ul> <p>※ <del>利益相反を回避するための措置の例としては、上場子会社における決定プロセスに自社として関与しないことや、上場子会社において当該公開買付けの決定プロセスにおいて当該公開買付けに利害関係を持たない社外監査役又は社外取締役が関与することや、当該公開買付けの決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。</del></p>
<p><u>3-2. 対象者の概要及び買付け等の条件等買付け等の概要</u></p>	
<p>（1）対象者の概要</p>	<p>〔金銭を対価とする公開買付けを行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と対象者との関係（*）を記載する。</li> <li>（*）上場会社と対象者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と対象者又は対象者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本関係として、最近日における上場会社と対象者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と対象者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引関係として、直前事業年度における上場会社と対象者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、対象者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> <p>[上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該公開買付けに係る上場会社及び対象者について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と対象者の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。</li> </ul> <p>（*1）上場会社と対象者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と対象者又は対象者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資本関係として、最近日における上場会社と対象者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と対象者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>取引関係として、直前事業年度における上場会社と対象者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、対象者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> <p>（*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金</p> <p>(※) 連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と対象者の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
(2) 日程等	
① 日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会決議日、公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名、公開買付届出書提出日を記載する。</li> </ul>
② 届出当初の買付け等の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出当初の公開買付期間を記載する。</li> </ul>
③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付届出書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金商法第27条の10第3項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「金商法第27条の10第3項の規定により、<u>公開買付</u>対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は○年○月○日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「<u>該当事項なし</u>」と記載すること。</li> </ul>
(3) 買付け等の価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については1株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。</li> </ul> <p>※ 有価証券等を対価とする場合には、以下の内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該対価とする有価証券等の種類</li> <li>交換比率</li> <li>有価証券等に加えて金銭を対価とする場合には、交付する金銭の額</li> </ul>
<del>-(4) 買付け等の価格の算定根拠等</del>	
① <del>算定の基礎</del>	<p><del>・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。</del></p> <p><del>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</del></p> <p><del>・ 買付け等の算定根拠を具体的に記載し、買付け価格が時価と異なる場合や当該買付けが</del></p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><del>最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。</del></p> <p><del>株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。</del></p> <p><del>※ 現金以外を対価として選択した場合は、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。</del></p> <p><del>※ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合には、有価証券届出書の【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】に記載する「発行（交付）条件の合理性に関する考え方」の内容を含めて記載する。</del></p>
<p>② 算定の経緯</p>	<p><del>公開買付届出書と同等の内容を記載する。</del></p> <p><del>〔公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕〕</del></p> <p><del>算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。</del></p> <p><del>※ 意見を聴取する第三者としては、算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。以下同じ。）であることが一般的です。</del></p> <p><del>※ 算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載する。</del></p> <p><del>※ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合には、有価証券届出書の【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】に記載する「当該発行（交付）条件により募集（売出し）を行う理由及び判断の過程」の内容を含めて記載する。</del></p>
<p>③ 算定機関との関係</p>	<p><del>算定機関が当該公開買付けに関し重要な利害関係（*）がある場合は、その旨及び当該算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。</del></p> <p><del>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 対象者（対象者の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・対象者の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合などが考えられます。</del></p> <p><del>重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</del></p> <p><del>算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、その旨及び前記に準じた内容を記載する。</del></p>
<p>(4.5) 買付予定の株券等の数</p>	<p>株券等の種類毎に①株式に換算した買付予定数、②株式に換算した買付予定数の下限及び③買付予定数の上限を記載する。</p> <p>※ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合であって、対価として自己株式を充当する予定である場合には、その旨も記載する。</p>
<p>(5.6) 買付け等による株券等所有割合の異動</p>	<p>公開買付開始公告日現在の買付け等による株券等所有割合の異動について下記事項を記載する。</p> <p>① 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（公開買付開始公告日現在の数を記載する）</p> <p>② 買付け等前における株券等所有割合</p> <p>③ 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数</p> <p>④ 買付け等後における株券等所有割合</p> <p>⑤ 対象者の総株主の議決権の数</p> <p>※ 特別関係者の所有株券等がある場合には、上記①から④に準じて記載する。</p>
<p>(6.7) 買付け等に要する資金買付代金</p>	<p>公開買付届出書と同等の内容を記載する。</p> <p>〔公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕〕</p> <p>株券等の種類ごとに買付け等の買付価格に買付予定数を乗じて得た金額の合計額を記載すること。なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>※ 金銭以外の対価がある場合には、金銭以外の対価の種類及び金銭以外の対価の総数も記載する。</p>
(7-8) 決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決済の方法として、下記事項を公開買付届出書と同等に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地</li> <li>② 決済の開始日</li> <li>③ 決済の方法</li> </ul> </li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「決済の開始日」には、金商法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長される可能性がある場合に、延長後の公開買付期間に対応する決済の開始日を注記すること。</li> <li>・ 「決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。</li> </ul>
(8-9) その他買付け等の条件及び方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <p>a. 「金商法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。</p> <p>また、金商法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を、株券等の種類ごとに付した場合における、当該条件の内容（一部の種類の株券等について応募株券等の数の合計があらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときに、当該種類の株券等について応募株券等の全部の買付け等をしないことや他の種類の株券等についても応募株券等の全部の買付け等をしないこと等）を具体的に記載すること。</p> <p>b. 「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、金商法施行令第14条第1項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第2項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。</p> <p>c. 「買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法」には、金商法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式の分割その他の政令で定める行為を行った場合には買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件の有無及び内容を記載するとともに、引き下げた場合の公告及び公表の方法を記載すること。</p> <p>d. 「応募株主等の契約の解除権についての事項」には、金商法第27条の12の規定の内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>e. 「買付条件等の変更をした場合の開示方法」には、買付条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買付条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。</p> <p>f. 「訂正届出書を提出した場合の開示方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。</p> <p>g. 「公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。</p>
<del>-(9-10) 公開買付開始公告日</del>	
(9-11) 公開買付代理人	
4-3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。</u></li> <li>・ <u>今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。公開買付け後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</u></li> </ul>
5-4. その他	
(1) <u>公開買付者又はその特別関</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
係者による利益供与の内容 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]] <ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付者又はその特別関係者（金商法第27条の5第2号に規定する申出を行った者を除く。）が対象者の役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。  <del>公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。</del></li> </ul>
(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外企業を公開買付けするに際して現地において開示されている事項であって、投資判断に重要な影響を与える事項がある場合は、その内容を記載する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要について記載する。            ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。            ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。            ※ 支配株主との取引等に関するものである場合は、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者に対して行う公開買付け、又は、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として第三者株式に対して行う公開買付けが<b>該当しますに限ります</b>。</li> </ul>
(参考) 当期業績予想及び前期実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（公開買付けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。            ※ 公開買付けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は公開買付けの業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。            ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、公開買付けによる影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。</li> </ul>

## (ロ) 対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定時の開示

(中略)

## (ハ) 公開買付け終了時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>開示資料の表題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の名称及び公開買付けの結果に関する開示であることが判別できる表題とする。            (例)「〇〇〇〇株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」</li> </ul>
1. 買付け等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>買付け等の概要について、下記の公開買付開始の決定時の開示事項の内容（その後、買付条件等の変更を行っている場合は、変更後の開示事項の内容）を記載する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>対象者の名称</li> <li>買付予定の株券等の数</li> <li>買付け等の期間</li> </ol> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	(4) 買付け等の価格
2. 買付け等の結果	
(1) 公開買付けの成否	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金商法第27条の13第4項第1号に掲げる条件を付している場合に、当該条件の成就又は不成就について記載すること。</li> </ul>
(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul>
(3) 買付け等を行った株券等の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>株券等の数は、第8条の規定により計算した株式又は投資口の数を記載すること。以下同じ。</li> <li>株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに記載すること。 また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、旧新株引受権証券等が含まれる場合には、区分して記載すること。</li> <li>「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券の受託有価証券の種類及び株券等預託証券において表示されるの権利に係る有価証券対象株券等の種類を記載すること。</li> </ol> <p>[上場株券等を対価とする公開買付けを行った場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該公開買付けにより交付する新株式数を記載する。</li> <li>自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。</li> <li>増加する資本金及び資本準備金の額を記載する。</li> </ul>
(4) 買付け等による株券等所有割合の異動	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付け等前後の株券等所有割合の異動について下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（公開買付開始公告日現在の数を記載する）</li> <li>買付け等前における株券等所有割合</li> <li>買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数</li> <li>買付け等後における株券等所有割合</li> <li>対象者の総株主の議決権の数</li> </ol> </li> </ul> <p>※ 特別関係者の所有株券等がある場合には、上記①から④に準じて記載する</p>
(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[公開買付報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。</li> </ul>
(6) 決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>決済の方法として、下記事項を公開買付届出書と同等に記載する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地</li> <li>決済の開始日</li> <li>決済の方法</li> </ol> </li> </ul> <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。</li> </ul>
3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付け後における方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> </ul> <p>※ 公開買付開始の決定時の開示内容から変更がない場合には、その旨を記載することも可能とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	

② 自己株式の公開買付けを行う場合

(中略)

## 12. 公開買付け等に関する意見表明等

### (1) 上場規程に基づく開示義務

(中略)

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

(中略)

#### ① 公開買付けの開始時の開示

(中略)

#### ② 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> <li>開示資料の表題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買付者の名称及び意見表明であることが判別できる表題とする。 (例)「〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」 〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕</li> <li>MBO等であることが判別できる表題とする。 (例)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」 「支配株主である〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」 「その他の関係会社である〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」</li> </ul> <p>※ 支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合にも、支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けであることが判別できる表題とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>開示資料の柱書き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付者がいわゆる二段階買収を行うこと及び上場会社の株式等を上場廃止することを予定している場合には、その旨を前提として意見表明について決議したことを記載する。</li> </ul>
<p>1. 公開買付者の概要</p>	<p>〔金銭を対価とする公開買付けが行われる場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公開買付者の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者との関係（*）を記載する。 （*）上場会社と公開買付者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と公開買付者又は公開買付者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 公開買付者が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <p>※ 公開買付者がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金)、(海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先(国内代理人)の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金))、上場会社と当該ファンドとの間の関係(出資の状況)、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係(資本関係・人的関係・取引関係)を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</p> <p>[上場株券等を対価とする公開買付けが行われる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社及び公開買付者について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者の関係(*1)、最近3年間の財政状態及び経営成績(*2)を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(*1) 上場会社と公開買付者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況(間接保有分を含む。)を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する(関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。)</li> </ul> </li> <li>(*2) 純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金</li> </ul> </li> </ul> <p>(※) 連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と公開買付者の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p> <p>※ 複数の者が共同して公開買付けを行っている場合には、それぞれの者について記載する。</p>
2. 買付け等の価格	<p><del>買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については1株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。</del></p> <p><del>※ 有価証券等を対価とする場合には、以下の内容を記載する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>当該対価とする有価証券等の種類</del></li> <li><del>交換比率</del></li> <li><del>有価証券等に加えて金銭を対価とする場合には、交付する金銭の額</del></li> </ul>
2. 買付け等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>意見表明報告書と同等の内容を記載する。</u></li> </ul> <p>[意見表明報告書で準用される公開買付け届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 「公開買付けの目的」欄には、「完全子会社化」、「非公開化」又は「連結子会社化」等の公開買付けの目的を簡潔に記載すること。</li> <li>b. 「買付け等の期間」欄には、公開買付け期間を記載すること。ただし、金商法第27条</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>の10第3項の規定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。</u></p> <p><u>同項の規定により当該公開買付期間が延長される可能性がある場合には、例えば「金商法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は〇年〇月〇日までとなります。」等欄外に注記すること。</u></p> <p><u>c. 「買付け等の価格」欄には、株券等の種類ごとの買付け等の価格を記載すること。有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。</u></p> <p><u>d. 「買付予定数の下限」欄には、金商法第27条の13第4項第1号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における当該記載された数（以下「買付予定数の下限」という。）を記載すること。</u></p> <p><u>また、当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。</u></p> <p><u>e. 「買付予定数の上限」欄には、金商法第27条の13第4項第2号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限（以下「買付予定数の上限」という。）を記載すること。</u></p> <p><u>また、当該買付予定数の上限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。</u></p>
<p>3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等</p>	
<p>(1) 意見の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>当該公開買付けに関する意見の内容について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</del></li> <li>・ <del>※ 公開買付けに関する意見表明における意見の内容としては、①「公開買付けに応募することを勧める。」、②「公開買付けに応募しないことを勧める。」、③「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、④「意見の表明を留保する。」などが想定されています。</del></li> </ul> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公開買付けに関する意見について、例えば「公開買付けに応募することを推奨する。」、「公開買付けに反対する。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。</u></li> <li>・ <del>意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。</del></li> </ul>
<p>(2) 意見の根拠及び理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>当該公開買付けに関する意見の根拠及び理由について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</del></li> <li>・ <del>※ 意思決定に至った過程については、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯、公開買付者との間の公開買付けの条件に関する交渉の概要を記載してください。</del></li> <li>・ <del>※ 意思決定に至った過程について、当該公開買付けの実施に至った背景や、公開買付者の意思決定過程について公開買付者から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、公開買付者の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と公開買付者の意思決定過程が区別できるように記載してください。</del></li> </ul> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公開買付けに関する意見に係る意思決定に至った過程を具体的に記載すること。</u></li> <li>・ <u>公開買付けに関する意見を留保する場合には、その時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること</u><del>根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。</del></li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>c. <u>買付け等の価格の合理性について判断した場合には、その内容及び根拠を具体的に記載すること。(5)のcに規定する算定書等を取得した場合には、当該算定書等の内容を踏まえて当該根拠を記載すること意見の理由については、賛同、反対又は中立の意見を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。</u></p> <p>d. <u>公開買付けについて金商法第27条の13第4項第2号に掲げる条件が付されている場合であって、当該公開買付けに反対する意見を表明しないときには、公開買付け後に公開買付け以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合にはその理由について記載すること。</u></p> <p><del>当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格に関する判断の理由を含め、株主に対して当該買付け等に応募することを勧めるに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金以外を対価として選択した公開買付けに対して当該買付け等に応募することを勧める場合には、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を含めて理由を記載する。</li> </ul> <p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賛同、反対又は中立の意見を表明している場合には、公開買付けの実施による上場会社の企業価値の向上に関する判断の内容を含め、その理由をわかりやすく具体的に記載する。</li> <li>当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格に関する判断の理由（*）、及び、公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、株主に対して当該公開買付けに応募することを勧めるに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*）例えば、算定結果の合理性を確認したうえで、買付け等の価格が算定結果と比較して合理的な水準にあるかといった観点から判断の理由を説明することが考えられます。なお、算定の前提条件において考慮されていない事象がある場合（例えば、市場株価法を用いる場合で、公開買付けに関する意見表明と同時に業績予想の大幅な上方修正を行う場合など）や、特殊な前提条件が存在する場合には、これらを踏まえて買付け等の価格に関する判断の理由について記載してください。</li> <li>また、当該取引の公表前短期間に業績の大幅な下方修正その他株価が大幅に下落する開示を行った場合には、これらを踏まえて買付け等の価格に関する判断の理由について記載してください。</li> </ul> </li> </ul> <p>[支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[MBO等に関して意見表明を行う場合]と同様に記載する。</li> </ul>
<p><del>（3）算定に関する事項</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。</del></li> <li><del>算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。</del></li> </ul>
<p>① <del>算定機関の名称並びに上場会社及び公開買付者との関係</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>算定機関の名称を記載する。</del></li> <li><del>算定機関の報酬体系（成立等を条件に支払われる成功報酬・成否にかかわらず支払われる固定報酬の別など）について記載する。</del></li> <li><del>算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。</del></li> <li><del>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 公開買付者（公開買付者の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・公開買付者の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合</del></li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><del>どが考えられます。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</del></li> </ul>
<p>② 算定の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><del>具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。</del></li> <li><del>（*）① 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間、算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には当該日を基準日とした理由を記載する。また、② ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、買付け等の価格の算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいるときは、前提とした財務予測の概要（計数を含む。）と増減の要因（大幅な増減を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。</del></li> <li><del>（注）「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</del></li> <li><del>〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕</del></li> <li><del>MBO等に関して意見表明を行う場合には、算定の重要な前提条件として、上記の（*）に代えて、市場株価法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>① 市場株価法</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</del></li> <li><del>計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</del></li> <li><del>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</del></li> </ul> </li> <li><del>② 類似会社比較法</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</del></li> <li><del>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</del></li> </ul> </li> </ul> </li> <li><del>③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びFCFを含む。）の具体的な数値</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>※ 上場維持を前提とする場合を除く。</del></li> </ul> </li> <li><del>算定の前提とした財務予測の作成主体、作成経緯及び目的</del></li> <li><del>算定の前提とした財務予測の前提（事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか）及び期間の設定に関する考え方</del></li> <li><del>算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</del></li> <li><del>算定の前提とした財務予測が公表されている直近の数値と大幅に異なる場合にはその理由</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>※ 「大幅に異なる場合」に該当するかどうかについては、公表されている直近の数値と比較した増加又は減少見込額が、売上高の場合には10%以上、利益又はFCFの場合には30%以上であるか否かを目安とする。</del></li> </ul> </li> <li><del>算定の前提とした財務予測で利益又はFCFの大幅な増減を見込んでいるときは、当該増減の要因</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>※ 「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</del></li> </ul> </li> <li><del>割引率の種類及び具体的な数値（レンジ可）</del></li> </ul> </li> </ul> </li></ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><del>※ サイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容及び根拠も記載する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・ 継続価値の具体的な数値 (レンジ可)</del></li> <li><del>・ 継続価値の算定手法、算定に用いたパラメータの設定に関する考え方及び具体的な数値 (レンジ可)</del></li> </ul> <p><del>※ 最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合 (算定において重要性を有する場合に限る) には、その内容も記載する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・ 個別資産の算定上の取扱い (算定において重要性を有する場合に限る)</del></li> </ul> <p><del>※ 現預金、保有有価証券、賃貸等不動産などについて、事業用資産と非事業用資産の切り分けについての考え方を記載する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</del></li> </ul> <p><del>[支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合]</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・ 算定の重要な前提条件として、市場株価法及び類似会社比較法については [MBO等に関して意見表明を行う場合] と同様に、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法についてはこれらの内容に準じて重要な前提条件を記載する。</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・ 算定の前提とした財務予測の作成主体</del></li> <li><del>・ 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</del></li> <li><del>・ 算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいるときは、当該増減の要因</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>※ 算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいるときはその概要 (計数を含む) 及び増減の要因を記載し、算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいないときはその旨を記載する。</del></li> <li><del>※ 「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</del></li> </ul> </li> </ul> </li> <li><del>・ 割引率の具体的な数値 (レンジ可)</del></li> <li><del>・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値 (レンジ可)</del></li> <li><del>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</del></li> </ul> </li> </ul>
<p><u>(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。また、利益相反を回避するための措置を実施している場合には、その内容も含めて記載する。</u></li> </ul> <p><u>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>a. 公開買付者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかった場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において公開買付者が実施した措置の有無及び内容が分からない場合には、その旨を記載すること。</u></li> <li><u>b. 公開買付者が実施した措置等については、第二号様式記載上の注意(11)のb及びdに準じて記載すること。</u></li> <li><u>c. 対象者又は d に規定する特別委員会が買付け等の価格の合理性の判断に当たり参考とするために第三者((5)において「算定機関」という。)から対象者の株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの((5)において「算定書等」という。)を取得した場合には、次に掲げる事項を記載すること。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(a) 算定機関の氏名又は名称</u></li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>(b) <u>算定機関の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項(例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該算定機関から算定書等を取得した理由)</u></p> <p>(c) <u>算定機関の報酬体系(公開買付けの成立等を条件として報酬の全部又は一部が支払われる場合には、当該報酬体系を採用した理由)</u></p> <p>(d) <u>算定書等の内容(例えば、具体的な算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法の算定結果の数値又は範囲及び各算定方法の重要な前提条件)</u></p> <p>d. <u>対象者が公開買付けに関する意見を検討し、又は公開買付者との間で公開買付け若しくは公開買付関連取引に関する協議・交渉を行うために任意に委員会(以下「特別委員会」という。)を設置した場合には、次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>(a) <u>委員の氏名(対象者の社外取締役(社外役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。(a)において同じ。))に該当する会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。)又は社外監査役(社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。)である者についてはその旨、それ以外の者については当該者の職業(事務所又は勤務先を含む。)及び当該者を特別委員会の委員とした理由を含む。)</u></p> <p>(b) <u>委員の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項(例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該者を特別委員会の委員とした理由)</u></p> <p>(c) <u>委員の報酬体系(公開買付けの成立等を条件として報酬の全部又は一部が支払われる場合には、当該報酬体系を採用した理由)</u></p> <p>(d) <u>特別委員会に諮問又は委嘱した事項(特別委員会に付与した権限を含む。)</u></p> <p>(e) <u>特別委員会の開催状況及び特別委員会が検討した事項</u></p> <p>(f) <u>特別委員会の意見の内容(委員が異議をとどめた場合には当該委員の氏名及び当該異議の内容)</u></p> <p>e. <u>公開買付けについて利害関係を有する対象者の取締役又は監査役を、公開買付けに関する審議又は決定を行う対象者の取締役会における審議又は議決に加わらせないこととした場合には、その旨、当該取締役又は監査役の氏名及び当該利害関係の内容を記載すること。また、公開買付けについて利害関係を有する取締役又は監査役を、当該審議又は議決に加わらせた場合には、その理由、当該取締役又は監査役の氏名及び当該利害関係の内容を記載すること。</u></p> <p>f. <u>公開買付者以外の者による対抗提案(公開買付者による公開買付けその他これに準じる対象者の株券等の取得に係る提案をいう。)を行おうとする者との接触を制限する旨の合意を公開買付者との間でしている場合には、その旨、当該合意の内容及び当該合意が公開買付けの公正性に与える影響を記載すること。</u></p> <p>g. <u>MBO(対象者の役員又は当該役員に依拠に基づき当該役員と利益を共通にする者により行われる買収をいう。(5)において同じ。)を行う対象者の役員又はMBOにおいて公開買付者と利益を共通にする取締役が対象者における公開買付けに関する意見に係る審議又は決定に関与していたこと、その他公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載すること。</u></p> <p>※ <u>意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等によるアドバイスを取得した場合、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容についても記載することが考えられます。</u>  <u>また、公開買付期間を比較的長期(30営業日以上)に設定することにより対抗的TOBの機会を提供することや、公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を制限する内容の合意等(いわゆる取引保護条項)を行わないこととした場合、その内容についても記載することが考えられます。</u></p> <p>・ <u>算定機関から公正性に関する評価(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得している場合にはその内容を記載する(取得していない場合にはその旨を記載する。)</u></p> <p>・ <u>各算定方法の重要な前提条件について、① 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間、算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には当該日を基準日とした理由を記載する。また、②</u></p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、買付け等の価格の算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいるときは、前提とした財務予測の概要（計数を含む。）と増減の要因（大幅な増減を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。</u></p> <p><u>（注）「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</u></p> <p><u>〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>各算定方法の重要な前提条件について、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>市場株価法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</u></li> <li>・ <u>計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</u></li> <li>・ <u>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</u></li> </ul> </li> <li>② <u>類似会社比較法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</u></li> <li>・ <u>マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</u></li> <li>・ <u>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</u></li> </ul> </li> <li>③ <u>ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びFCFを含む。）の具体的な数値</u></li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測の作成主体、作成経緯及び目的</u></li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測の前提（事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか）及び期間の設定に関する考え方</u></li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</u></li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測が公表されている直近の数値と大幅に異なる場合にはその理由</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅に異なる場合」に該当するかどうかについては、公表されている直近の数値と比較した増加又は減少見込額が、売上高の場合には10%以上、利益又はFCFの場合には30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測で利益又はFCFの大幅な増減を見込んでいるときは、当該増減の要因</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> <li>・ <u>割引率の種類及び具体的な数値（レンジ可）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>サイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容及び根拠も記載する。</u></li> </ul> </li> <li>・ <u>継続価値の具体的な数値（レンジ可）</u></li> <li>・ <u>継続価値の算定手法、算定に用いたパラメータの設定に関する考え方及び具体的な数値（レンジ可）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合（算定において重要性を有する場合に限る）には、その内容も記載する。</u></li> </ul> </li> <li>・ <u>個別資産の算定上の取扱い（算定において重要性を有する場合に限る）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>現預金、保有有価証券、賃貸等不動産などについて、事業</u></li> </ul> </li> </ul> </li> </ol></li></ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>用資産と非事業用資産の切り分けについての考え方を記載する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</u></li> <li>・ <u>弁護士・アドバイザー等によるアドバイスを取得した場合には、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を記載する。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由についても記載する。</u></li> <li>・ <u>公開買付期間が短期間に設定されている場合において、公開買付期間の延長請求を行わない場合は、その理由を記載する。</u></li> <li>・ <u>特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由を記載する。また、特別委員会の意見の内容について、添付書面を参照する場合には、その旨を記載する。</u></li> <li>・ <u>利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨を記載する。受けていない場合には、その理由を記載する。</u></li> </ul> <p><u>〔支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>各算定方法の重要な前提条件について、市場株価法及び類似会社比較法については〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕と同様に、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法についてはこれらの内容に準じて重要な前提条件を記載する。</u></li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測の作成主体</u></li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</u></li> <li>・ <u>算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいるときは、当該増減の要因</u></li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">※ <u>算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいるときはその概要（計数を含む。）及び増減の要因を記載し、算定の前提とした財務予測で大幅な増減を見込んでいないときはその旨を記載する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">※ <u>「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>割引率の具体的な数値（レンジ可）</u></li> <li>・ <u>継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）</u></li> <li>・ <u>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</u></li> <li>・ <u>弁護士・アドバイザー等によるアドバイスを取得した場合には、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を記載する。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由についても記載する。</u></li> <li>・ <u>公開買付期間が短期間に設定されている場合において、公開買付期間の延長請求を行わない場合は、その理由を記載する。</u></li> <li>・ <u>特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由を記載する。</u></li> <li>・ <u>利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨を記載する。受けていない場合には、その理由を記載する。</u></li> </ul>
<p>(4) <u>公開買付け後の組織再編等の方針上場廃止となる見込み及びその事由</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</u></li> </ul> <p><u>〔意見表明報告書で準用される公開買付届出書の記載上の注意〔抜粋〕〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公開買付け後にスクイズアウト手続を行うこと又は行うことを対象者に要請する</u></li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>ことを予定している場合には、その内容（一定の条件が充足された場合に限り、スクイーズアウト手続を行い、又は行うことを対象者に要請する場合には、当該条件の内容を含む。）を記載すること。また、当該スクイーズアウト手続のために公開買付者又はその特別関係者による株券等の移動を予定している場合には、その内容を記載すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>買付け等の後、スクイーズアウト手続を行うことにより、上場会社を買収される予定があることを把握している場合には、その旨及び予定されている二段目のスクイーズアウト手続に関して、原則として、以下の事項を記載する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>二段目のスクイーズアウト手続の予定時期</u></li> <li>・ <u>スクイーズアウト手続の手段及びその対価</u></li> <li>・ <u>一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（スクイーズアウト手続）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由</u></li> </ul> </li> </ul> <p>※ <u>二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって不利となる場合には問題が生じると考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めてください。</u></p> <p><u>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>二段目の行為に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームを採用する場合や、MBO等において大多数の株式を取得した場合であっても二段目のスクイーズアウト手続を実施しない場合は、これらの理由をわかりやすく具体的に記載する。</u><del>当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。また、対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨も記載する。</del></li> <li>※ <del>上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。</del></li> <li>・ <del>当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合であって、当該公開買付けに応募することを勧める意見であるときは、下記事項を記載する。</del> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>上場廃止を目的とする理由</del></li> </ul> </li> <li>・ <del>少数株主への影響及びそれに対する考え方</del></li> </ul>
(5) <u>上場廃止等となる見込み及びその事由</u> <u>いわゆる二段階買収に関する事項</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。</u></li> </ul> <p><u>[意見表明報告書で準用される公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公開買付けによる買付け等の結果、対象者の株券等について上場の廃止又は登録の取消が生じるおそれがある場合には、その旨及び上場の廃止又は登録の取消の原因となる事由を記載すること。また、上場の廃止又は登録の取消しを回避するための措置を予定している場合には、当該措置の内容について具体的に記載すること。</u></li> <li>・ <u>対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨を記載する。</u></li> <li>・ <u>当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合であって、当該公開買付けに応募することを勧める意見であるときは、下記事項を記載する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>上場廃止を目的とする理由</u></li> <li>・ <u>少数株主への影響及びそれに対する考え方</u><del>買付け等の後、株式の全部取得等の行為を行うことにより、上場会社を買収される予定があることを把握している場合には、その旨及び予定されている二段目の株式の全部取得等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載する。</del></li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>二段目の株式の全部取得その他の行為の予定時期</del></li> <li>・ <del>完全を買収される手段及びその対価</del></li> <li>・ <del>一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式の全部取得等）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由</del></li> </ul> <p>※ <del>二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって不利となる場合には問題が生じると考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目に対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めてください。</del></p> <p><del>〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>二段目の行為に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームを採用する場合や、MBO等において大多数の株式を取得した場合であっても二段目の株式の全部取得等の行為を実施しない場合は、これらの理由をわかりやすく具体的に記載する。</del></li> </ul>
<p><del>（6）公正性を担保するための措置</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</del></li> <li>・ <del>上場廃止となることが見込まれる公開買付けに関して応募することを勧める旨の意見表明をする場合</del></li> <li>・ <del>MBO等に関して意見表明を行う場合</del></li> <li>・ <del>支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合</del></li> <li>・ <del>その他特に当該公開買付けに関する意見表明の公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合</del></li> </ul> <p>※ <del>公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該意見表明の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</del></p> <p><del>また、価格の適正性を担保する客観的状況を確保する観点から、公開買付期間を比較的長期（30営業日以上）に設定することにより対抗的TOBの機会を提供することや、公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を過度に制限するような内容の合意等（いわゆる取引保護条項）を行わないことなどが考えられます。</del></p> <p>※ <del>算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</del></p> <p><del>〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>公正性を担保するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。</del></li> <li>・ <del>算定機関から算定書を取得した旨。</del></li> <li>・ <del>弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得した場合には、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。</del></li> <li>・ <del>公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を過度に制限するような内容の合意等（いわゆる取引保護条項）をした場合には、その内容及び当該合意等をした理由。</del></li> <li>・ <del>公開買付期間が短期間に設定されている場合において、公開買付期間の</del></li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><del>延長請求を行わない場合は、その理由。</del></p> <p><del>〔支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合〕</del></p> <p><del>・〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕と同様に記載する。</del></p>
<p><del>(7) 利益相反を回避するための措置</del></p>	<p><del>・次に掲げる場合には、利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・MBO等に関して意見表明を行う場合</del></li> <li><del>・支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合</del></li> <li><del>・その他特に当該公開買付けに関する意見表明に関し利益相反を回避する必要があると判断される事情がある場合</del></li> </ul> <p><del>※利益相反を回避するための措置の例としては、当該意見表明に至る意思決定の過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該意見表明に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該公開買付けに関する意見表明に関し諮問すること、当該特別委員会に公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</del></p> <p><del>〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・利益相反を回避するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・当該意見表明に利害関係を有する取締役及び監査役に関し、利害関係の内容及び上場会社の意思決定に至る過程への関与の有無。</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>※取締役又は監査役が公開買付者との間で公開買付け後の役職員への就任等に関して合意している場合には、その内容を記載する。</del></li> </ul> </li> <li><del>・特別委員会の概要（特別委員会を構成する各委員の氏名・職業など）。特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。</del></li> <li><del>・当該公開買付けに関する意見表明について、特別委員会に諮問した内容及び諮問に対する意見の内容（その理由を含む。）。</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>※添付した当該意見の内容が記載された書面を参照する場合には、その旨を記載する。</del></li> </ul> </li> <li><del>・特別委員会又は独立役員に対し、公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱した場合には、その旨。</del></li> <li><del>・利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨。受けていない場合には、その理由。</del></li> </ul> </li> </ul> <p><del>〔支配株主その他施行規則で定める者による上場維持を前提とした公開買付けに関して意見表明を行う場合〕</del></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・利益相反を回避するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>・当該意見表明に利害関係を有する取締役及び監査役に関し、利害関係の内容及び上場会社の意思決定に至る過程への関与の有無。</del> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>※取締役又は監査役が公開買付者との間で公開買付け後の役職員への就任等に関して合意している場合には、その内容を記載する。</del></li> </ul> </li> <li><del>・取締役会から独立した特別委員会を設置した場合には、その概要（特別委員会を構成する各委員の氏名・職業など）。特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。</del></li> <li><del>・取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、当該公開買付けに関する意見表明に関する諮問をした場合には、諮問の内容及び諮問に対する答申の内容（その理由を含む。）。</del></li> <li><del>・取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱した場合には、その旨。</del></li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨。受けていない場合には、その理由。</li> </ul>
<p><u>4-4</u> 公開買付けに係る重要な合意 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見表明報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[意見表明報告書で準用される公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 対象者の株主等との間で公開買付けに応募し、又は応募しない旨の合意をしている場合、対象者との間で公開買付けに関する一定の意見を表明する旨の合意をしている場合その他公開買付け又は公開買付関連取引に関連して投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす合意をしている場合には、これらの合意の相手方の氏名又は名称及び合意の内容を記載すること。</li> <li>b. 届出日において対象者の株主等（その所有に係る株券等に係る議決権の数が総株主等の議決権の数の100分の1に相当する数以下である者を除く。）から公開買付けに応募し、又は応募しない旨の意向を表明されている場合には、当該株主等の氏名又は名称及び表明された意向の内容を記載すること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開買付開始前の、公開買付者と自社の株主との間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意の有無について、上場会社が把握している範囲で記載する。</li> <li>・公開買付者と上場会社の取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項の有無及びかかる合意がある場合はその内容を記載する。</li> </ul>
<p><u>7</u> その他公開買付けに関する重要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見表明報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[意見表明報告書で準用される公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開買付関連取引（スクイーズアウト手続を除く。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容を記載すること。公開買付者、公開買付け又は公開買付関連取引に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。</li> <li>・対象者に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。</li> </ul>
<p><u>4-5</u> 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見表明報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開買付者又はその特別関係者（金商法第27条の5第2号に規定するによる申出を金融庁長官に行った者を除く。）が対象者報告者の役員に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。</li> </ul>
<p><u>5-6</u> 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見表明報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を行う予定の有無及び予定がある場合にはその内容を具体的に記載すること。</li> </ul>
<p><u>6-7</u> 公開買付者に対する質問</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見表明報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開買付者に対して当該公開買付けに関する質問がある場合はその質問の内容を記載すること。ない場合には「該当事項なし」と記載すること。</li> </ul>
<p><u>7-8</u> 公開買付期間の延長請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見表明報告書と同等の内容を記載する。</li> </ul> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金商法第27条の3第1項の規定による公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する場合はその旨、金商法第27条の10第3項の規定による延長後の買付け等の期間が30日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）となる旨、延長後の期間の末日及び延長請求する理由を具体的に記載すること。請求しない場合には「該当事項なし」と記載すること。</li> </ul>
<p><u>8-9</u> 今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開買付け後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MBO等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該行為には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される旨を記載する。</li> <li>・ 当該行為の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する（支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合に限る）。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該行為が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見を記載した書面を添付する。</li> </ul> <p>※ 機密情報が含まれるために当該書面の一部を非開示とする場合には、その旨を記載する。</p>
<p>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合（MBO等に関して意見表明を行う場合を除く）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要について記載する。</li> </ul> <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的 [本行為に伴い、ガバナンス又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の2に規定するガバナンスに関する合意を締結する場合には、当該合意の内容、目的及びガバナンスへの影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を記載する。</li> <li>・ 本行為に伴い、開示府令第19条第2項第12号の3に規定する株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意を締結する場合には、当該合意の内容及び目的を記載する。</li> </ul>
<p>○ (参考) 買付け等の概要</p>	<p><del>・ 上場会社が公開買付者との間においてあらかじめ当該公開買付けに関して合意を行っている場合には、当該公開買付けの概要を参考として記載又は当該公開買付けに係る開示資料を添付する。</del></p>

### ③ 公開買付者からの対質問回答報告書の提出時の開示

(中略)

## 38. 全部取得条項付種類株式の全部の取得

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務を執行する機関が、「全部取得条項付種類株式の全部の取得」を行うことを決定した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号ap】

なお、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（注）を株主として残存させる形で一般株主のスクイーズアウト手続きとして行う全部取得の場合（以下、本項目において「MBO等に係る遵守事項が適用される場合」といいます。）、企業行動規範に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用され、当該全部取得が一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会から意見を入手することのほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。詳細は、「第3編第1章【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

【上場規程第441条】

（注）全部取得と一連の行為として行われる公開買付け（MBOの場合を除く。）によって新たにこれらの者になった者は除かれます。

#### 【開示に関する注意事項】

（中略）

#### 【その他の注意事項】

（中略）

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、以下の所定の開示事項のうち一段目の開示資料と同様の内容となる箇所においては、一段目の開示資料を参照する旨を記載することでも差し支えありません。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得であることが判別できる表題とする。 （例）「全部取得条項付種類株式の全部の取得に関するお知らせ」
1. 当該全部取得の目的及び理由	・ 当該全部取得の目的及び理由について、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯など、意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 意思決定に至った過程について、当該全部取得を行うに至った背景や、全部取得の取得対価として他の種類の株式を1株以上保有することとなる株主（以下「全部取得後株主」といいます。）の意思決定過程について全部取得後株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、全部取得後株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と全部取得後株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。
2. 当該全部取得の要旨	
（1）当該全部取得の日程	・ 当該全部取得に係る株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）などの日程を記載する。
（2）全部取得の対価の内容等	・ 全部取得をする株券等の種類ごとに取得対価に関する事項として以下の事項を記

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取得対価の内容</li> <li>・ 取得対価の割当てに関する事項</li> <li>・ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額</li> </ul> <p>[対価として上場会社以外の者が発行する株券等を用いる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対価に関する事項として下記事項を記載する。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対価となる株券の発行会社の概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対価となる株券の発行会社について、「10. (2) ④4. 当該組織再編の当 事会社の概要」と同様に記載する。</li> </ul> </li> <li>(2) 対価の換価の方法に関する事項           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対価を取引する市場</li> <li>② 取引の媒介を行う者</li> <li>③ 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容（該当事項 がない場合はその旨）</li> <li>④ 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるとき は当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るため の手續に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</li> <li>⑤ 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（該当事項がない場合 はその旨）</li> <li>⑥ 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手續により 払戻しができるものであるときはその方法に関する事項（該当事項がない場 合はその旨）</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>
3. 全部取得の対価の根拠等	
(1) 全部取得の対価の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全部取得後株主との協議・交渉の過程及び全部取得の対価の考え方について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容を含め、上場会社の株主にとっての全部取得の対価の内容の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。       <p style="margin-left: 2em;">（*）上場会社に親会社等がある場合には当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項、1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項、最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。</p> </li> <li>・ 上場会社が発行する株式以外の財産を対価として選択した場合、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点から踏まえて理由を記載する。</li> </ul> <p>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合には、「12. (2) ②3. (2) 意見の根拠及び理由〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、全部取得の対価に関する判断の理由及び公正な手續を通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</p>
(2) 算定に関する事項[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	<p>※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手續きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。</p>
① 算定機関の名称並びに上場会社及び全部取得後株主等との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関の名称を記載する。</li> <li>・ 算定機関の報酬体系（成立等を条件に支払われる成功報酬・成否にかかわらず支払われる固定報酬の別など）について記載する。</li> <li>・ 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。       <p style="margin-left: 2em;">（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 全部取得後株主等（全部取得後株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から幹</p> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・全部取得後株主等の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
② 算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市場株価法 <ul style="list-style-type: none"> <li>算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</li> <li>計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</li> <li>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li>② 類似会社比較法 <ul style="list-style-type: none"> <li>比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</li> <li>マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</li> <li>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li>③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法 <ul style="list-style-type: none"> <li>算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びFCFを含む。）の具体的な数値</li> <li>算定の前提とした財務予測の作成主体、作成経緯及び目的</li> <li>算定の前提とした財務予測の前提（事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか）及び期間の設定に関する考え方</li> <li>算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</li> <li>算定の前提とした財務予測が公表されている直近の数値と大幅に異なる場合にはその理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅に異なる場合」に該当するかどうかについては、公表されている直近の数値と比較した増加又は減少見込額が、売上高の場合には10%以上、利益又はFCFの場合には30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> <li>算定の前提とした財務予測で利益又はFCFの大幅な増減を見込んでいるときは、当該増減の要因 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> <li>割引率の種類及び具体的な数値（レンジ可） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ サイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容及び根拠も記載する。</li> </ul> </li> <li>継続価値の具体的な数値（レンジ可）</li> <li>継続価値の算定手法、算定に用いたパラメータの設定に関する考え方及び具体的な数値（レンジ可） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合（算定において重要性を有する場合に限る）には、その内容も記載する。</li> </ul> </li> <li>個別資産の算定上の取扱い（算定において重要性を有する場合に限る） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現預金、保有有価証券、賃貸等不動産などについて、事業用資産と非事業用資産の切り分けについての考え方を記載する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ol></li></ul> </li> </ul>
(3) 上場廃止となる見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>全部取得により上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及び下記事項を記載</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場廃止を目的とする理由</li> <li>・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul> <p>・ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。</p>
(4) 公正性を担保するための措置[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。<u>また、利益相反を回避するための措置を実施している場合には、その内容も含めて記載する。</u>特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</li> <li>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該全部取得の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による<u>独立した</u>アドバイスを取得し、その名称並びに<u>全部取得後株主公開買付者</u>及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</li> <li>※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</li> <li>※ <u>利益相反を回避するための措置の例としては、当該全部取得の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該全部取得に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該全部取得に関し諮問すること、当該特別委員会に全部取得後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</u></li> <li>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合には、<u>以下の内容を含めて「12-(2)③.(6)公正性を担保するための措置（MBO等に関して意見表明を行う場合）」と同様に記載する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>弁護士・アドバイザー等によるアドバイスを取得した場合には、その名称並びに全部取得後株主及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を記載する。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由についても記載する。</u></li> <li>・ <u>特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由を記載する。また、特別委員会の意見の内容について、添付書面を参照する場合には、その旨を記載する。</u></li> <li>・ <u>利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨を記載する。受けていない場合には、その理由を記載する。</u></li> </ul> </li> </ul>
<del>(5) 利益相反を回避するための措置[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]</del>	<p><del>利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</del></p> <p><del>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該全部取得の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該全部取得に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該全部取得に関し諮問すること、当該特別委員会に全部取得後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</del></p> <p><del>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合には、「12-(2)③.(7)利益相反を回避するための措置（MBO等に関して意見表明を行う場合）」と同様に記載する。</del></p>
4. 全部取得後株主の概要[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	<p>※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、本項目を省略しても差し支えないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全部取得後株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と全部取得後株主との関係（*）を記載する。</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>(*) 上場会社と全部取得後株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と全部取得後株主又は全部取得後株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本関係として、最近日における上場会社と全部取得後株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と全部取得後株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と全部取得後株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、全部取得後株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> <p>※ 全部取得後株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人との関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <p>※ 全部取得後株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
5. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全部取得後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [MBO等に係る遵守事項が適用される場合]</li> <li>・ MBO等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該行為には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される旨を記載する。</li> <li>・ 当該行為の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する（支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合に限る）。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該行為が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見を記載した書面を添付する。</li> </ul> <p>※ 機密情報が含まれるために当該書面の一部を非開示とする場合には、その旨を</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>記載する。</p> <p>※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合であって、当該全部取得を一体のものとして入手した意見を記載した書面が一段目の手続きにおける開示資料に添付されているときには、その旨を記載し、本開示資料における添付は省略することでも差し支えありません。</p>
<p>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要について記載する。</li> </ul> <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>

### 39. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認

#### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務を執行する機関が、特別支配株主による「株式等売渡請求」に係る「承認又は不承認」を行うことを決定した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a q】

なお、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（※）を株主として残存させる形で一般株主のスクイーズアウト手続きとして行う株式等売渡請求の場合（以下、本項目において「MBO等に係る遵守事項が適用される場合」といいます。）、企業行動規範に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用され、当該株式等売渡請求が一般株主にとって公正なものであることに関し、特別委員会から意見を入手することのほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。詳細は、「第3編第1章【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

【上場規程第441条】

（※）株式等売渡請求と一連の行為として行われる公開買付け（MBOの場合を除く。）によって新たにこれらの者になった者は除かれます。

（注1）特別支配株主とは、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主のことをいい、株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該者をいいます。

（注2）株式等売渡請求とは、特別支配株主による会社法第179条第1項の規定による請求及び同条第2項の規定による請求のことをいいます。

#### 〔開示に関する注意事項〕

（中略）

#### 〔その他の注意事項〕

（中略）

#### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

株式等売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、以下の所定の開示事項のうち一段目の開示資料と同様の内容となる箇所においては、一段目の開示資料を参照する旨を記載することでも差し支えありません。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 特別支配株主の名称及び売渡請求に対する承認又は不承認であることが判別できる表題とする。 (例)「〇〇〇〇株式会社による当社に対する株式等売渡請求に関する承認に関するお知らせ」
1. 売渡請求の概要	
(1) 特別支配株主の概要	・ 特別支配株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と特別支配株主との関係（*）を記載する。 (*) 上場会社と特別支配株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と特別支配株主又は特別支配株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らず

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>その内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資本関係として、最近日における上場会社と特別支配株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と特別支配株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>取引関係として、直前事業年度における上場会社と特別支配株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。</li> <li>関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、特別支配株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。</li> </ul> <p>※ 特別支配株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <p>※ 特別支配株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
(2) 当該売渡請求の日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>売渡請求日、上場会社の取締役会決議日、取得日を記載する。</li> </ul>
(3) 売渡対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>売渡請求の対象となる株券等の種類毎に、売渡対価を記載する。株式については1株当たりの売渡対価を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。</li> </ul>
2. 当該売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由等	
(1) 承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容や意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul> <p>（*） 売渡対価の額又は算定方法の相当性に関する事項、売渡株主の利益を害さないように留意した事項、売渡対価の交付の見込みに関する事項、上場会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。</p> <p>※ 意思決定に至った過程については、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯、特別支配株主との間の当該売渡請求の条件に関する交渉の概要を記載してください。</p> <p>※ 意思決定に至った過程について、当該売渡請求に至った背景や、特別支配株主の意思決定過程について特別支配株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、特別支配株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と特別支配株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該売渡請求を承認する場合には、売渡対価に関する判断の理由を含め、株主に対して当該売渡請求を承認するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。</li> <li>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合には、「12. (2) ③. (2) 意見の根拠及び理由 [MBO等に関して意見表明を行う場合]」に準じて、売渡対価に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</li> </ul>
(2) 算定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。</li> <li>・ 算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。</li> <li>※ 当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。</li> </ul>
① 算定機関の名称並びに上場会社及び特別支配株主との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定機関の名称を記載する。</li> <li>・ 算定機関の報酬体系（成立等を条件に支払われる成功報酬・成否にかかわらず支払われる固定報酬の別など）について記載する。</li> <li>・ 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 （*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 特別支配株主（特別支配株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・特別支配株主の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。</li> <li>・ 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。</li> </ul>
② 算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 （*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。</li> <li>① 市場株価法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</li> <li>・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li>② 類似会社比較法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</li> <li>・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> </li> <li>③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びFCFを含む。）の具体的な数値</li> <li>・ 算定の前提とした財務予測の作成主体、作成経緯及び目的</li> <li>・ 算定の前提とした財務予測の前提（事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか）及び期間の設定に関する考え方</li> <li>・ 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か</li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定の前提とした財務予測が公表されている直近の数値と大幅に異なる場合にはその理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅に異なる場合」に該当するかどうかについては、公表されている直近の数値と比較した増加又は減少見込額が、売上高の場合には10%以上、利益又はFCFの場合には30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> <li>・算定の前提とした財務予測で利益又はFCFの大幅な増減を見込んでいるときは、当該増減の要因 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「大幅な増減」に該当するかどうかについては、各々の前事業年度と比較して、利益又はFCFの増加又は減少見込額が30%以上であるか否かを目安とする。</li> </ul> </li> <li>・割引率の種類及び具体的な数値（レンジ可） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ サイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容及び根拠も記載する。</li> </ul> </li> <li>・継続価値の具体的な数値（レンジ可）</li> <li>・継続価値の算定手法、算定に用いたパラメータの設定に関する考え方及び具体的な数値（レンジ可） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合（算定において重要性を有する場合に限る）には、その内容も記載する。</li> </ul> </li> <li>・個別資産の算定上の取扱い（算定において重要性を有する場合に限る） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現預金、保有有価証券、賃貸等不動産などについて、事業用資産と非事業用資産の切り分けについての考え方を記載する。</li> </ul> </li> <li>・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul>
(3) 上場廃止となる見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該売渡請求に対する承認を行う場合には、上場廃止となる旨及び下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場廃止を目的とする理由</li> <li>・ 売渡株主への影響及びそれに対する考え方</li> </ul> </li> <li>・ 当該売渡請求に対して不承認を行う場合には、上場廃止となる見込みがない旨を記載する。</li> </ul>
(4) 公正性を担保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。<u>また、利益相反を回避するための措置を実施している場合には、その内容も含めて記載する。</u>特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該行為の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による<u>独立した</u>アドバイスを取得し、その名称並びに<u>特別支配株主公開買付者</u>及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</li> <li>※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</li> <li>※ <u>利益相反を回避するための措置の例としては、当該売渡請求の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該行為に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該売渡請求に関し諮問すること、当該特別委員会に特別支配株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</u></li> </ul> </li> <li>※ MBO等に係る遵守事項が適用される場合には、<u>以下の内容を含めて「12-（2）③、（6）公正性を担保するための措置（MBO等に関して意見表明を行う場合）」と同様に記載する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>弁護士・アドバイザー等によるアドバイスを取得した場合には、その名称並びに特別支配株主及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容</u></li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p><u>を記載する。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由についても記載する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由を記載する。また、特別委員会の意見の内容について、添付書面を参照する場合には、その旨を記載する。</u></li> <li>・ <u>利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨を記載する。受けていない場合には、その理由を記載する。</u></li> </ul>
<p><del>（5）利益相反を回避するための措置</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</del></li> <li>※ <del>利益相反を回避するための措置の例としては、当該売渡請求の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該行為に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該売渡請求に関し諮問すること、当該特別委員会に特別支配株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</del></li> <li>※ <del>MBO等に係る遵守事項が適用される場合には、「12.（2）③.（7）利益相反を回避するための措置（MBO等に関して意見表明を行う場合）」と同様に記載する。</del></li> </ul>
<p>3. 今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該売渡請求に対する承認又は不承認の決定後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項</li> </ul>	
<p>[MBO等に係る遵守事項が適用される場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MBO等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該行為には有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される旨を記載する。</li> <li>・ 当該行為の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する（支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合に限る）。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該行為が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見を記載した書面を添付する。</li> <li>※ 機密情報が含まれるために当該書面の一部を非開示とする場合には、その旨を記載する。</li> <li>※ 売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合であって、当該売渡請求を一体のものみなして入手した意見を記載した書面が一段目の手続きにおける開示資料に添付されているときには、その旨を記載し、本開示資料における添付は省略することでも差し支えありません。</li> </ul>
<p>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合（MBO等に係る遵守事項が適用される場合を除く）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主との取引等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。</li> <li>・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。</li> <li>・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。</li> <li>・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要について記載する。</li> <li>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</li> <li>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</li> </ul>

## 【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】

### ○ MBO等に係る遵守事項

#### (1) 制度の概要

(中略)

#### (2) 実務上の留意事項等

##### ① MBO等に係る企業行動規範に定める手続きの実施が必要となる場合

#### 【対象行為】

※ 次に掲げる事項（当該事項又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により上場会社の株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）のいずれかが行われる場合は、MBO等に係る企業行動規範に定める手続きを実施することが必要となります。

- a. MBO
- b. 支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者による公開買付け
- c. 支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が関連する株式交換、株式移転、株式併合、全部取得条項付種類株式の全部の取得又は株式等売渡請求に係る承認等

※ いわゆる二段階買収として、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者以外の者が公開買付け（MBOの場合を除く。）を実施し、新たにこれらに該当した後、一連の取引として、当該者が関連する株式併合や株式等売渡請求に係る承認等が行われる場合は、MBO等に係る企業行動規範に定める手続きの実施対象には含まれません。

※ 支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が関連する「株式交換」及び「株式移転」については、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が当事会社となって行う場合が該当します。

※ 支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が関連する「株式併合」、「全部取得条項付種類株式の全部取得」及び「株式等売渡請求」については、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者を株主として残存させる形で一般株主のスクイーズアウト手続きとして行う場合（具体的には、MBO・支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者による公開買付けの実施後にいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行うスクイーズアウトや、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が買収の当事者となって、公開買付けを経ずにスクイーズアウト）が該当します。

※ 上記b. や上記c. には該当しないものの、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が、買収者と不応募契約を締結することや買収者に再出資すること等により、公開買付け及びその後の一般株主のスクイーズアウトの実施後も、対象会社の株主（間接的に対象会社株式を保有する場合を含む）として残存することを予定した取引を行う場合については、取引の性質や構造的な利益相反の問題の程度に応じて、これらに準ずる行為として、MBO等に係る企業行動規範に定める手続きの実施を検討することが期待されます。具体的には、例えば、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が、一連の取引の結果、対象会社に対して直接又は間接にその他の関係会社としての影響力を維持したり、その影響力を強化したりする場合については、準ずる行為として、手続きを実施することが考えられます。

※ 上記b. や上記c. には該当しないものの、例えば、支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者が、当事会社であるファンドに出資している場合やファンドの業務執行等を行っている場合についても、その関与の実態に照らして、これらに準ずる行為として、MBO等に係る企業行動規範に定める手続きを実施することが期待されます。

※ 上記c. には該当しないものの、公開買付けを経ずに、対象会社の役員（当該役員と利益を共通にする者を含む）を株主として残存させる形で、株式併合等により一般株主のスクイーズアウトを実施する場合についても、これに準ずる行為として、MBO等に係る企業行動規範に定める手続きを実施することが期待されます。

**【支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者】**

(中略)

**② MBO等に係る企業行動規範に定める手続きの内容**

(中略)

【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】

○ 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項

(1) 制度の概要

(中略)

(2) 実務上の留意事項等

① 企業行動規範に定める手続きの実施が必要となる場合

以下の a. 及び b. の両方の条件を満たす場合に、企業行動規範に定める手続きを実施することが必要となります。

- a. 上場会社又はその子会社等が**重要な取引等**を行うことについての決定をする場合
- b. 前 a. の取引に**支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合**

【重要な取引等】

※ 「重要な取引等」とは、下表に掲げる上場会社又はその子会社等の決定事実のうち、上場会社が適時開示を行う必要があるものをいいます（各決定事実に係る会社情報の適時開示の要否の判断基準（軽微基準）については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。）。

上場会社の決定事実	上場会社の子会社等の決定事実
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者割当による募集株式等の割当て</li> <li>・ 上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する株式又は新株予約権の割当てその他の株式報酬又はストック・オプションと認められる募集株式等の割当て</li> <li>・ <b>自己</b>株式の取得</li> <li>・ 株式併合（上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合に限る。）（*）</li> <li>・ 株式交換（*）</li> <li>・ 株式移転（*）</li> <li>・ 株式交付</li> <li>・ 合併</li> <li>・ 会社分割</li> <li>・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</li> <li>・ 新製品又は新技術の企業化</li> <li>・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消</li> <li>・ 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項</li> <li>・ 固定資産の譲渡又は取得</li> <li>・ リースによる固定資産の賃貸借</li> <li>・ 新たな事業の開始</li> <li>・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け（*）</li> <li>・ 公開買付け等に関する意見表明等（*）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式交換</li> <li>・ 株式移転</li> <li>・ 株式交付</li> <li>・ 合併</li> <li>・ 会社分割</li> <li>・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</li> <li>・ 新製品又は新技術の企業化</li> <li>・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消</li> <li>・ 孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項</li> <li>・ 固定資産の譲渡又は取得</li> <li>・ リースによる固定資産の賃貸借</li> <li>・ 新たな事業の開始</li> <li>・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け</li> <li>・ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結又は財務上の特約が付された社債の発行</li> <li>・ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更</li> <li>・ その他上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得(*)</li><li>・ 株式等売渡請求に係る承認等</li><li>・ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結又は財務上の特約が付された社債の発行</li><li>・ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更</li><li>・ その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項</li></ul>	
--	--

※ 上場会社又はその子会社等と支配株主その他施行規則で定める者との間で行われている反復・継続的な営業取引については、通常、企業行動規範に定める手続きの実施対象には含まれません。

(\*) 以下の事項（当該事項又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により上場会社の株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限ります。）については、本項目の「重要な取引等」には該当せず、上場規程第441条（MBO等に係る遵守事項）の適用対象となります。詳細は、【MBO等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】を参照してください。

- ・ 支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けに関する意見表明等
- ・ 支配株主その他施行規則で定める者（注）が関連する株式交換等（株式交換、株式移転、株式併合、全部取得条項付種類株式の全部の取得又は株式等売渡請求に係る承認のことをいいます。）

（注） 株式交換等と一連の行為として行われる公開買付け（MBOの場合を除く。）によって新たにこれらの者になった者は除かれます。

#### 【支配株主その他施行規則で定める者】

（中略）

#### ② 企業行動規範に定める手続きの内容

（中略）

### 〔3〕適時開示に係る提出書類

#### 1. 第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等

(中略)

#### 2. 第三者割当の割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書

(中略)

#### 3. 増資の合理性に係る評価手続きに関する書面

(中略)

#### 4. 支配株主との取引状況等に関する報告

(中略)

#### 5. 会社情報の公開に関する通知書

(中略)

#### 6. 情報取扱責任者変更通知書

(中略)

#### 7. 会社情報の公表に至る経緯に関する報告書

(中略)

#### 8. 算定機関が作成した算定書

上場会社が株式併合、合併等の組織再編行為、公開買付け、公開買付等に関する意見表明等、全部取得条項付種類株式の全部の取得、株式等売渡請求等に係る承認を行う場合であって、一定の条件に該当するときは、算定機関（\*1）が作成した算定書（\*2）を東証に提出することが義務付けられています。（算定書の提出が義務付けられる場合については、「第2編 会社情報の適時開示実務上の取扱い」の各開示項目を参照してください。）

算定書は、算定の具体的な過程（\*3）及び算定の前提条件（\*4）が記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません。）。

【上場規程第421条第2項、施行規則第417条】

（\*1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。

（\*2）「取引条件に関する見解を記載した書面」をいいます。

（\*3）具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。

（\*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

算定方法	項目
① 市場株価法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計算対象期間</li> <li>・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</li> <li>・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul>

② 類似会社比較法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由</li> <li>・ マルチプルとして用いた指標（EV／EBITDA、PER、PBRなど）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul>
③ ディスカウント・キャッシュ・フロー法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値</li> <li>・ 財務予測の作成主体</li> <li>・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）</li> <li>・ 継続価値の算定方法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）</li> <li>・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容</li> </ul> <p>[MBO等に該当する場合は、以下の項目も含む。]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割引率の種類</li> <li>・ 割引率に関してサイズリスク・プレミアムなど追加的なリスク・プレミアムの考慮がある場合には、その内容と根拠</li> <li>・ 継続価値の具体的な数値（レンジ可）</li> <li>・ 継続価値の算定に用いたパラメータの設定に関する考え方</li> <li>・ 継続価値に関して最終事業年度の一時的な支出は考慮しないよう調整を行っている等の前提条件がある場合には、その内容</li> <li>・ 個別資産（賃貸等不動産、保有有価証券、現預金など）の算定上の取扱い</li> </ul>

※ 「MBO等」とは、次の（1）から（3）までに掲げる事項（当該事項又は（1）若しくは（2）に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）をいいます。

（1） MBO

（2） 公開買付者が支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者である公開買付け

（3） 株式併合、株式交換、株式移転、全部取得条項付種類株式の全部の取得、株式等売渡請求に係る承認（支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（注）が関連する者に限る。）

（注） （3）に掲げる事項と一連の行為として行われる公開買付け （MBOの場合を除く。） によって新たにこれらの者に なった者は除かれます。